

令和2年第1回浦幌町議会定例会（第2号）

令和2年3月9日（月曜日）

開議 午前10時00分

延会 午後 4時07分

○議事日程

日程第 1 議会運営委員長報告

日程第 2 常任委員会報告

日程第 3 一般質問

8番 河内 富喜 議員

「就学等支援の拡大」

6番 安藤 忠司 議員

「遊休地・遊休施設の今後の活用」

4番 伊藤 光一 議員

「まちづくり計画の在り方」

9番 阿部 優 議員

「町民の移動手段」

1番 沼尾 昌也 議員

「中小企業の成長に向けて」

日程第 4 議案第20号 令和2年度浦幌町一般会計予算

日程第 5 議案第21号 令和2年度浦幌町町有林野特別会計予算

日程第 6 議案第22号 令和2年度浦幌町国民健康保険事業特別会計予算

日程第 7 議案第23号 令和2年度浦幌町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 8 議案第24号 令和2年度浦幌町介護保険特別会計予算

日程第 9 議案第25号 令和2年度浦幌町浦幌町立診療所特別会計予算

日程第10 議案第26号 令和2年度浦幌町公共下水道特別会計予算

日程第11 議案第27号 令和2年度浦幌町個別排水処理特別会計予算

日程第12 議案第28号 令和2年度浦幌町簡易水道特別会計予算

○出席議員（11名）

1番 沼尾 昌也

2番 栗山 博文

3番 高橋 匠

4番 伊藤 光一

5番 澤口 敏晴

6番 安藤 忠司

7番 福原 仁子

8番 河内 富喜

9番 阿部 優

10番 森 秀幸

11番 田村 寛 邦

○欠席議員（0名）

○出席説明員

特別職

町 長	水 澤 一 廣
副 町 長	山 本 輝 男

町 部 局

総務課長	獅 子 原 将 文
総務課参事	沼 袋 晋
総務課主幹	神 谷 裕 之
総務課長補佐	河 合 裕 和
総務課総務係長	渡 部 裕 貴
総務課職員係長	松 田 健 一
総務課財政係長	菅 野 泰 範
総務課情報管理係長	村 瀬 健 司
まちづくり政策課長	岡 崎 史 彦
まちづくり政策課長補佐	田 村 優 聰
まちづくり政策課	
まちづくり推進係長	井 上 亨
まちづくり政策課	
広報広聴係長	山 口 英 朗
町民課長	鈴 木 広 樹
保健福祉課長	廣 富 直 樹
産業課長	小 川 博 也
施設課長	早 瀬 実 宣
上浦幌支所長	山 本 浩 宣
会計管理者	正 保 操 雄
診療所事務長	新 川 寿 雄

教育委員会

教 育 長	久 門 好 行
教 育 次 長	熊 谷 晴 裕
教育委員会総務係長	三 宅 正 誠

農業委員会

会 長 小 川 博 幸
事 務 局 長 坂 下 利 行

監 査 委 員

代表監査委員 神 谷 敏 昭

○出席議会事務局職員

局 長 小 島 師 紀
議 事 係 長 川 上 信 義

◎開議の宣告

○田村議長 ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事につきましては、配付しております日程表により進めますので、よろしくお願いをいたします。

◎議会運営委員長報告

○田村議長 日程第1、議会運営委員長報告を許します。

安藤委員長。

○安藤議会運営委員長 議会運営委員長報告をいたします。

令和2年第1回浦幌町議会定例会、本日9日の運営について、3月3日及び6日の午後、正副議長出席の下、議会運営委員会を開催し、その日程等について協議をいたしましたので、報告いたします。

本日の議事は、常任委員会報告、一般質問、議案第20号から第28号の令和2年度浦幌町一般会計予算及び各特別会計予算であります。また、本日の一般質問には通告順に河内富喜議員、安藤忠司議員、伊藤光一議員、阿部優議員、沼尾昌也議員の5名より5項目の通告がなされております。発言は、通告順に指名されるよう議長に申し入れております。質問者は通告内容に沿って分かりやすい質疑を心がけていただきますようお願い申し上げます。

なお、引き続き新型コロナウイルスの拡散防止及び傍聴される皆様を含めた感染予防のため、マスク着用にて会議を行うことといたしておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

以上、議会運営委員長報告といたします。

○田村議長 これで議会運営委員長報告を終わります。

◎日程第2 常任委員会報告

○田村議長 日程第2、常任委員会報告を許します。

総務文教厚生常任委員会、河内委員長。

○河内総務文教厚生常任委員長 委員会調査報告書。

1、調査事件、認定こども園の設置及び運営状況。

2、調査実施日、令和2年1月15日、事前研修、1月20日、事前研修、1月31日、事前研修、2月14日、視察研修、鹿追町認定こども園、2月17日、調査実施日。

3、調査の経過と結果、委員会では平成30年8月及び10月に管内の士幌町及び上士幌町に視察研修を行い、平成30年11月21日に委員会調査報告書を提出している。浦幌町総合振興計画、第3期まちづくり計画では、令和2年度に建設事業が予定されていることから、

今回認定こども園の整備事業計画等関係資料を要求し、調査を行った。

1、認定こども園の機能概要、2、こども園の設計概要、工事等事業費については、割愛をさせていただきます。

所見、就学前児童数は減少傾向にあるが、国が掲げる一億総活躍社会の推進など、女性の社会進出等様々な要因を背景に子育てへのニーズはさらに多様化することが予想されることから、待機児童ゼロを町は目指している。こども園の保育時間は、1号認定幼稚園については現行どおり、2、3号認定保育園については30分延長され、11時間になる予定であり、たとえ30分でも保護者への配慮がうかがえる。こども園の基本方針では、小学校との連携、中でもアプローチカリキュラムについては明るい未来に向けて、浦幌らしさの特徴を生かし、意欲的に取り組んでほしい。また、こども園の継続的発展のために運営に関する評価を毎年実施して、改善に努めてほしい。デイリープログラムでは、幼稚園、保育園の教育保育プログラムをはじめ食事や行動など様々な違いがあるが、こども園では幼児の発達の連続性を考慮し、異年齢交流機会の組み合わせなど集団生活の中で遊びの中から学び、相互に支え合い、育ち合える子ども主体の一貫した教育、保育を実施されたい。今後子育て支援センターはこども園に併設して運営されることから、今後の地域子育て支援拠点として大いに期待したい。

また、学童保育については現在は浦幌幼稚園で令和3年当初はそのままの予定であるが、制度面を含め、国の動向も注視しながら令和2年度中に検討することであるが、地域の子育て施策の重要な要であり、保護者の期待が大きく、早期に今後の対応策を示すべきである。給食については、保護者から3歳児以上にも主食の提供を望む声が多いため、保護者の意見聴取と合議に基づきしっかりとした対応を求めたい。また、こども園に入園する全ての園児については、町の大切な子どもとして、その個々の特性を最大限に生かす中で、公平公正にしっかりと対応してほしい。建物内部は、全面床暖、マルチエアコン、主要室、木材（腰部使用）、午睡室、遊戯室等、外部は南側に広大なグラウンドと芝生、遊具等が配置され、健康で美しい、機能的な最新の建物を想像させるが、今後検討していくべき運営、運用項目は残っているため建物の配置図の機能が本当に適しているか判断が難しい。本来運営、運用が決まってから適正な配置が組まれるべきである。

第3期まちづくり計画では、総事業費4億5,000万円を概算としていたが、今回示された総事業費は12億4,500万円で、当初の3倍近くになっているが、これは平成27年後期計画策定時において建物床面積は幼稚園、保育園部分が1,000平米、これに子育て支援センター部分を200平米、合わせて1,200平米を工事費単価平米30万円として算出されたものである。今般資料では建設床面積は幼稚園、保育園及び子育て支援センター部分を含め1,901平米、工事費単価平米49万円と床面積においては約700平米、工事費単価が平米19万円高くなっている。町の説明では、工事費単価が高くなった理由については地盤が軟弱であることから、支持ぐい工事に伴うその他基礎部分の費用が割高になったと説明されたが、平成31年第1回定例会で軟弱な地盤については質疑において指摘しているところである。なお、他町と

のコスト比較については条件が異なり、難しいところがある。令和元年7月実施設計の発注時に概算工事費は特記仕様書に予定工事費として14億2,000万円と記載しているとのことであった。このことからいえば、令和元年12月に総合振興計画審議会が開かれているが、この時点でこども園の想定される総事業費として説明できたはずであり、少なくとも当該審議会における審議を行うことができたと思われる。町民理解と情報開示は大切なことである。第3期まちづくり計画に記載されている総事業費との乖離が大きいことを鑑み、早い機会に説明すべきであったと考える。

事業費は、該当する補助事業はないが、過疎対策事業債を使い、事業費の7割が地方交付税措置されるが、こども園で使用する備品類の購入については今後内容を精査し、補正予算対応するとのことであった。いずれにせよ、保護者への説明会は平成30年8月に1回のみ開催されているだけであり、今後運営に関わる70項目の検討に当たっては町民、特に保護者からの意見聴取及び丁寧な説明対応を求めると同時に、こども園に関わる予算執行に当たっては最少の経費で最大の効果を上げるよう求めたい。

以上、総務文教厚生常任委員会の調査報告といたします。

○田村議長 次に、産業建設常任委員会、澤口委員長。

○澤口産業建設常任委員長 委員会調査報告を行います。

本委員会に付託されました調査事件について、調査の結果を浦幌町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

記、調査事件、1、道の駅の現状について。

2、調査実施期日、令和2年2月13日、事前研修、令和2年2月18日、調査実施日、令和2年2月25日、事後研修。

3、調査の経過と結果、道の駅うらほろは農林水産物の展示並びに販売及び直売等を行うことで地域の産業の振興を図り、道路を利用する町民や来訪者、休憩の場と地域情報を提供する農山漁村と都市との交流を促進し、地域の活性化を図るため平成21年9月11日に北海道109番目の道の駅としてオープンした施設であり、当初来客者も30万人を超える状況でしたが、平成28年に釧路につながる高速道路の開通により来客数が減少し、売上げも減少したが、指定管理者、道の駅直売会の努力により現在まで黒字経営であります。平成29年には電気自動車の充電スタンドが設置され、利用台数も年々増加しております。今後も地元農林水産物の販売に努めていただきたい。

所見、オープンから現在まで黒字経営であり、大きな問題はないと思われるが、以下の3点を課題としてさらなる発展を目指していただきたく改善を求めるものである。

①、来客数は平成25年の36万6,987人をピークに、平成30年には23万1,891人と平成25年以降減少傾向にある。白糠インターチェンジ、阿寒インターチェンジ開通で浦幌を経由することなく、釧路方面に行けるようになったことも原因の一つだと思われるが、営業時間後に大型バス等が止まっていることも報告されていることから、今後來客者を増やすためにも営業時間等について検討を願いたい。

②、会員数は29名をピークに、現在は24名と減少傾向にある。会員数の減少は、来客者数に直結するであろう道の駅うらほろでなければ買えない商品、手に入らない情報、交流等の減少にもつながりかねないことから、会員数増のための改善に努めてほしい。

③、浦幌町の観光の拠点として重要な施設であるが、指定管理者、道の駅直売会と町との話合いの場が少ないように思われる。利用者の声を聞きやすくすることにもつながることから、年に数回は指定管理者との協議の場を設けるべきである。

以上、産業建設常任委員会報告といたします。

○田村議長 これにて常任委員会報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

○田村議長 日程第3、一般質問を行います。

一般質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって通告した要旨の範囲内といたします。また、一般質問は、会議規則第61条第5項及び第6項の規定によって、一問一答方式により行い、質問時間については答弁を含め45分以内といたします。なお、制限時間3分前には予鈴を1回、終了では終了鈴を2回鳴らしますので、議員並びに理事者及び各説明員におかれましては分かりやすい質問、答弁となるようよろしくお願いをいたします。

それでは、通告順に発言を許します。

初めに、8番、河内富喜議員の質問を許します。

8番、河内議員。

○河内議員 通告書に基づき、一般質問をいたします。

就学等支援の拡大。現在まちづくり計画の重点プロジェクト、子どもを産み育てる環境の整備充実として医療費の無償化、就学支援等に関わる各施策が実施されている。浦幌高等学校の閉校以来、平成22年4月から高等学校等生徒遠距離通学費等補助金、浦幌町高等学校生徒就学費等補助金により高等学校へ入学した生徒を持つ費用負担者に通学費等の費用を補助している。しかし、昨年10月から消費税10%への改定による支出額の増加及び物価の上昇等に伴い、保護者の負担が増えていることから、以下2点について伺う。

1点目、遠距離通学費補助金、就学費等補助金それぞれについて費用を負担する保護者の負担軽減のため現在の内容を拡大する考えはないか。

2点目、中学生まで無料化されている医療費について高等学校生徒まで無料化を拡大する考えはないか。また、インフルエンザの予防接種の費用、被接種者負担金について高等学校生徒、16歳以上を中学生と同額にする考えはないか。

以上について伺います。

○田村議長 答弁願います。

教育長。

○久門教育長 河内議員の1点目のご質問にお答えします。

遠距離通学費補助金、就学費等補助金それぞれについて費用負担をする保護者の負担軽減のため現在の内容を拡大する考えはないかについてであります。高等学校等生徒遠距離通学費等補助金につきましては生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している保護者に対して通学費並びに下宿費の2分の1の額を20万円を限度に補助するもので、平成21年4月から実施しております。

また、高等学校生徒就学費等補助金につきましては、高等学校生徒等の就学費用を負担する方に対し、家庭の教育費負担を軽減することを目的に1人当たり年額3万円を補助するもので、平成22年4月から実施しております。昨年10月からの消費税率改定に伴う制度の拡大につきましては、教科書代や授業料などの教育費が非課税とされていますことや他の類似した町の補助事業との均衡などから、現在のところ内容を拡大する考えはございません。

以上、河内議員の1点目の答弁といたします。

○田村議長 町長。

○水澤町長 河内議員の2点目のご質問にお答えします。

乳幼児等医療費助成事業については、平成23年4月からそれまで未就学児の医療費の無償化と小学生の入院費の助成を行っていたものを義務教育就学児がいる子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、中学生までの医療費の無料化に拡充したところであります。これまで他の市町村に先駆けて子育て環境の整備を行っており、国による高等学校等就学支援金制度の拡充もあることから、自主的に義務教育と変わらない状況となっておりますが、さらに子育て世帯の負担軽減に向けて、第4期まちづくり計画の策定を進めていく中で検討してまいります。

また、インフルエンザ予防接種の被接種者自己負担額について高等学校生徒を中学生と同額にする考えについてであります。インフルエンザの予防接種事業はインフルエンザの感染による重症化の防止と蔓延を予防するため予防接種費用の一部を町が負担し、町民の経済的負担の軽減と公衆衛生の向上及び増進を図るため、65歳以上等の国が定める定期予防接種対象者及び1歳から中学生までの予防接種を希望する任意予防接種者に対して1人当たり自己負担額を1,000円までとして、また平成25年10月からは高校生から64歳までの予防接種を希望する任意予防接種者に対しても1人当たり自己負担額を2,000円まで拡大し、全ての年齢の方に接種費用の一部を助成しているところであります。過去5年間の予防接種率の実績につきましては、1歳から中学生まで約50%、高校生は約25%であり、中学生以下と高校生との接種率を比較すると高校生はほぼ半分であり、低い状況となっております。インフルエンザの蔓延を防ぐためには、一人一人の予防が重要であることから、まずは予防接種率を上げるための体制整備と接種費用の見直しが必要であると考えているところです。現在世界各国、そして日本でも新型コロナウイルスの感染者が増加しており、国はこの感染症に対する治療薬とワクチン開発を急いでいる状況から、この動向を踏まえながら今後において季節性インフルエンザを含む感染症予防対策の見直しについて前向き

に検討してまいります。

以上、河内議員の2点目の答弁といたします。

○田村議長 8番、河内議員。

○河内議員 お答えありがとうございました。まず、1点目について確認をさせていただきたいと思います。

この考え方について、今現在のところ拡大する考えはないということでご答弁を頂いたわけですが、これは基本的にはまちづくり計画の重点プロジェクトの中でそういった環境整備の充実ということでの認識も私はしております。そういったことで、ある意味町の政策的な一つの柱になる部分ではないかなと考えております。その中でこういった施策が施されているということで考えたところ、まず1点目、実質可処分所得の減少ということについては、どのようなご認識を持たれていますか。

○田村議長 答弁願います。

教育次長。

○熊谷教育次長 ただいまの河内議員のご質問にお答えいたします。

現在可処分所得の現状はどのようなことで捉えているかというような……

(「認識」の声あり)

○熊谷教育次長 認識ですか。失礼しました。どのようなふうで捉えているかというふうな質問でございますが、それぞれこれは今まで過去にこの遠距離通学費補助金、これにつきましては市町村民税の非課税世帯、それからまたは児童手当の受給者、そのような方々が対象となるような制度の補助金でございます。その中で、年々その年によっては受給者が変わってきますが、過去の平均からいまして受給者につきましては過去の平均は大体6件ぐらいになります。それは、それぞれ年々対象になる方々がその年によって減少したり、それから増えたりするような状況でございますので、そういう意味からいけば現在のところにつきましては大体6件ぐらいの推移で推計しているというような内容でございます。

以上です。

○田村議長 8番、河内議員。

○河内議員 ちょっとお答えになっているのかいないのかということで、ちょっと分かりにくかったですけれども、実質処分所得ということでお聞きしたのは、それを負担する保護者の所得が減っているという認識はございますかと、分かりやすく言えばそういうことでございますが、いかがですか。

○田村議長 答弁願います。

教育次長。

○熊谷教育次長 大変失礼いたしました。認識等につきましては私どものほうでは現在そのようなものを捉えるようなことは、調査等はしておりません。

以上です。

○田村議長 8番、河内議員。

○河内議員 私が聞きしたのは、まさにそのことなのです。そのことについてのあまりご認識が、また分析もされていないというふうに捉えたのですけれども、それでよろしいですか。

○田村議長 答弁願います。

教育次長。

○熊谷教育次長 ただいま、現在のところそのような調査等を行っていないというようなことでございます。

○田村議長 8番、河内議員。

○河内議員 ここに某研究所の消費税増税等への家計の影響試算ということでデータがあるわけですが、これちょっと西暦で表現されていますが、実質可処分所得の減少ということで、2011年から2020年にかけての家計の共働き世帯、これ4人を想定しているわけですが、実質可処分所得に与えた制度改正の影響ということでの分析がなされております。2011年から2012年にかけては子ども手当の支給減少や住民税の年少扶養控除の廃止などから、定額の負担の影響が大きかった時期であると。所得の低い世帯ほど実質可処分所得の減少率が大きかったということです。2013年から2015年にかけては当然消費税の値上げや厚生年金保険料率の引上げなど定率の負担で影響が大きかったと書いてあります。実質可処分所得が減少しているわけですが、ここでも。それと、2016年から2018にかけてはほぼ増減は生じていない。高所得の世帯を除いてはほぼ負担の増減は生じていない。2019年から2020年にかけてご承知のとおり消費税の引上げにより定率の負担増が発生しているということで、そういう総合的なデータをグラフにして表したことによると、やはり300万円所得層が一番可処分所得の減少が大きいのということがデータで示されております。

ということは、平成21年からこの制度を実施しているわけですが、現在そういった可処分所得を考えた場合に例えば高等学校生徒就学費等補助金一律3万円と。これ対象になる方をきちっと示されておりますが、実質的には3万円の額に満たない金額を支給しているということになって、本来3万円を高等学生に補助するということからいけば、おおよそ8%から10%ぐらい上乗せしてちょうど平成21年に支給された方と同じ水準で支給しているということになるわけですから、私は最低限8%から10%ぐらいのやはり見直しを図るべきでないかなという考えですが、いかがですか。

○田村議長 答弁願います。

教育次長。

○熊谷教育次長 ただいまのご質問でございますけれども、高等学校生徒就学費補助金、1人につき3万円を補助しております、年間。これにつきましては、先ほど河内議員もおっしゃいましたが、浦幌高等学校の閉校に伴いまして生徒を保護する、扶養する保護者の教育費用の負担軽減ということで、一律3万円の助成が22年度から始まりました。これにつきましては、既に約9年近く経過しておりますが、しかしながらこの制度につきまして

はあくまでも教育費の負担軽減というようなことの制度でございますので、既に高等学校につきましては国からの高等学校等就学支援金制度というものがあまして、この制度につきましてはそれぞれ保護者等の所属によっては支給額が異なりますけれども、高等学校に通学する生徒のほとんどの保護者が負担すべき授業料等などの全部、または一部の料金、そういうものを国から支給を受けているというような現状でもありますので、そのようなことを考えると現在、今は年間3万円というような補助金については拡大するような、現在のところそういうようなことは考えていないということでご理解いただきたいと思ます。

○田村議長 8番、河内議員。

○河内議員 上げないということでの答えですが、これは一つとして、この町に住んでよかったと思われる政策、これは町長がそういうふううたっているわけですが、こういうふう目減りしていくということは、負担が増額していくということについてきちっと対応したほうが、これはやはり住民としては非常にそういった町長が言っているこの町に住んでよかったと思われる施策の実現に私はつながっていくのではないかなと考えるところでございます。そのようなことから、第4期まちづくり計画の中で今後当然このことについては検討していただきたいと思いますなと私は思うわけですが、町長としての考え方は変わらないわけですか。

○田村議長 答弁願います。

町長。

○水澤町長 議員が言われる遠距離通学費の補助金の拡充ということでもありますけれども、この制度自体は、議員御存じだろうと思ますけれども、浦幌高校が閉校になった際、激変緩和ということで制度設定をさせていただきました。この際、北海道も制度設定をしましたけれども、北海道は制度は5年間で廃止されました。その際、この制度自体も本来は期限立法的な制度の運用でありました。ただ、今のところ22年から10年間継続して町としては行っているという状況であります。その辺をまず認識をしていただきたいと思います。子育て関係については、先ほど2点目の答弁でもお話をさせていただきましたけれども、第4期まちづくり計画の中でこの制度だけということではなく、全体的な見直しを図ってまいりたいという考え方がありますので、全体的な計画の中でこの措置をどうするのか、今のところ具体的にこれを上げるということについては制度設計の趣旨からいって考えておりませんが、全体の計画の中で子育て環境の整備を見直すということの中で考えてまいりたいというふうに思っているところであります。

今言われた可処分所得云々、これは日本経済の経済政策の部分も含めての話でありますから、この制度自体としてどうこうということについては、3万円云々という話ではありませんので、その辺とは異なりますけれども、いずれにしてもこの制度を継続するかどうかも含めてもう一度子育て環境の中で考えてまいりたいというふうに思っているところであります。

○田村議長 8番、河内議員。

○河内議員 先ほどよりは多少前向きなお答えを頂いたのかなと思っておりますが、子育て環境の整備を行っていくというのは浦幌町の一つの柱でございますので、このことについてしっかりと対応していくことが子どもの支援に対するめり張りということとでいえば、保護者が、浦幌町はきっちりとこの辺対応してくれているのだなということで、非常にその辺はありがたいという気持ち、認識を私は当然持っていたいただけるのかなと思っておりますので、ぜひこのことについて総合的に、2点目のことについても子育て世帯の負担軽減に向けて第4期まちづくり計画の策定を進めていく中で検討していくということで、この1点目についても認識をさせていただきたいと思いますが、よろしいですか、それで。

○田村議長 答弁願います。

町長。

○水澤町長 先ほども答弁をさせていただきましたけれども、子育て環境全体についての第4期まちづくり計画の中でそれぞれ関係者の皆様といろいろ協議をしながら、どういう制度設計がいいのかということも含めて検討してまいりたいと思っております。

○河内議員 終わります。

○田村議長 これで河内富喜議員の一般質問を終わります。

次に、6番、安藤忠司議員の質問を許します。

6番、安藤議員。

○安藤議員 通告に従い、一般質問を行います。

遊休地、遊休施設の今後の利活用について。現在第4期まちづくり計画の策定中ではありますが、その中で遊休地、遊休施設について検討されているのか。昨年の3月の第1回定例町議会の予算審議において北栄地区の公営住宅除却用地について質問をしましたが、その後の跡地利用について検討されたのか。また、遊休施設について、今まで同僚議員が平成24年に一般質問をされ、平成25年に総務文教厚生常任委員会で今後の施設の活用について所管事務調査が行われております。今後は、民間事業者のノウハウや資金等、最大限の利活用を目指し、公募型のプロポーザル方式により利活用を募るということだったが、その後の進展はあるのか、次の4点について伺いたい。

1、北栄地区の公営住宅跡地について、分譲など跡地利用について再度伺いたいと思います。

2、農村環境改善センターについて利活用などのプロポーザルや別の利活用を検討しているのか伺いたい。

3、高齢者活動センターの事務所、キノコ栽培棟の利活用は検討しているのか伺いたい。

4、帯富地区の農業拠点施設について、今後の利活用について伺いたいと思います。

以上でございます。

○田村議長 答弁願います。

町長。

○水澤町長 安藤議員のご質問にお答えします。

遊休地、遊休施設の今後の活用についてであります。遊休資産については町有建物有効利用打合せ会議において協議をし、民間等への売却、貸付け、貸与を行うなどの有効活用を進めることとしており、具体的な利活用を見いだせなかった施設については、民間が保有するノウハウ等の活用を目指しました。

1点目の北栄地区の公営住宅跡地につきましては、昭和47年度建設の公営住宅7棟28戸を平成28年度、29年度に除却し、更地となっておりますが、現在も引き続き公営住宅用敷地の行政財産として管理しております。このため、当面は宅地分譲等を行わず、行政財産として管理することとしていますが、昨年年第1回町議会定例会でご質問のありました定住対策としての利活用については、今後現在策定中であり第4期まちづくり計画において検討を行ってまいります。

2点目の農村環境改善センターにつきましては、町民から寄せられたご意見、ご提案を含め様々な可能性を模索し、多角的に検討を進めましたが、多額の改修費や維持費を考慮すると適切な管理形態や運用の在り方、具体的な利活用が図れないことから、平成26年にプロポーザル方式による民間事業者からの利活用計画を募ることとし、公募しましたが、応募者はありませんでした。その後、施設の効果的な利活用について模索しておりますが、有効な活用法は見いだせておりません。

3点目の高齢者生産活動センターにつきましては、昭和54年の建設から41年が経過し、老朽化も進行していることから、施設の再利用は困難であると考えております。

4点目の農業技術拠点施設につきましては、農業近代化施設整備事業により新技術の開発、種苗の供給等地域農業振興の発展を目的として平成元年に建設されましたが、維持管理費用の増加、財政状況の悪化などの理由により平成16年3月に閉鎖しました。その後、平成17年4月から平成20年8月までの間は食品製造業者の申出により事務所として利活用されていましたが、平成20年9月以降は閉鎖した状態になっており、新たな利活用についての検討は行っておりません。

以上、安藤議員への答弁といたします。

○田村議長 6番、安藤議員。

○安藤議員 まず、最初に聞きたいのですが、町有建物有効利用打合せ会議、この会議についていつ頃のくらいの回数行われたのかお聞きしたいと思います。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 ただいまのご質問の町有建物有効利用打合せ会議につきましては、当時総務課が所管しておりましたので、私から答弁させていただきます。

この打合せ会議につきましては、理事者を含みます各課横断的に職員24名で構成されていたものでございます。平成22年4月から平成23年7月までの間に5回開催しております。

内容としましては、農村環境改善センター、高齢者生産活動センター、旧常室小学校、旧吉野幼稚園の利用について検討しているものでございます。

以上です。

○田村議長 6番、安藤議員。

○安藤議員 今言われた平成22年からということでございますけれども、約10年たっているということで、それまでの間は投げっ放しで、全然そういう会議を持たないということだったのですか。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 ただいまの件でございますが、当時から年数がたつてございますが、このときもいろいろ、先ほどの質問の中にもありまして、所管事務調査ですとか一般質問等がございまして、その後プロポーザル方式によります貸付け等、そういったものを行ったらどうだということで、現実に行っておりまして、その結果として不調ということで、全くそういった問合せ等も申込み等がなくなっている状況でありまして、その後については検討等は行っていない状況でございました。

以上です。

○田村議長 6番、安藤議員。

○安藤議員 次に、1点目の北栄地区の公営住宅跡地についてですけれども、答弁の中で今後第4期まちづくり計画の中で検討していくということでございます。これ振興計画審議会の中の何部会に当たるのですか。

○田村議長 答弁願います。

○岡崎まちづくり政策課長 ただいまのご質問にお答えします。

審議会の中には3つ部会がありまして、このような案件は産業建設部会になるかというふうに思いますけれども、どのような形で持っていくかということによって部会が替わるおそれもありますし、例えば重点プロジェクトになりますと、3つの各部会にそれぞれお諮りするということになりますので、どのような形で提案をしていくかということによって部会の担当が替わるということでご理解いただきたいと思います。

○田村議長 6番、安藤議員。

○安藤議員 次に、2点目の農村環境改善センターの関係についてですけれども、プロポーザル方式で応募者がいないということでございますけれども、農業だとか林業も含めて研修施設として造られたものだと思います。中には調理場、研修の場、図書室だとか小体育館が配置されております。このまままだ使おうと思えば使えるのかなと私は思っております。あそこは公共下水道がまだ引かれておりませんが、以前聞いた話では約1,000万円ちょっと、今のアイスアリーナから引いてくるとそのぐらいはかかるのかなということでした。あと、暖房機だとか、そういうのも含めて今公民館ではFFストーブを各部屋につけて、利用されていると。そうしますと、燃料費についても10分の1ぐ

らの効果は上がっているということもありますし、やはりその辺でもう一度町のほうで施設として考えていけないのかどうかお聞きしたいと思います。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

昭和63年当時、確かに議員のおっしゃるとおり、農業農村施設のための施設として建設されました。現在もその機能を再び再利用ができればそれに望ましいことはございません。これまでの所管事務調査等でも、議員も御存じのとおり、老朽化が大変進んでおりまして、前回の委員会調査では1億8,000万円ほどの概算の試算額が示されております。実際使用用途によっては1つの会議室だけを使用する、そういった使い方によっては先ほど議員がおっしゃったFFストーブの対応ですとか、そういったことも可能かとは思いますが、現在の老朽化度合いは前回の調査から比べますと、またより進行しているように私としては感じております。また、給排水設備、見える部分ではないのですが、そういった部分への改修も大きくなる、そういったことを考えますと、何かの用途として検討、模索していくということは先ほども答弁の中で表現をさせていただいておりますけれども、当然そのことは続けていくのですけれども、まずは何の用途に使えるかというところは今後も継続して考えていきながら、その用途によっては今おっしゃられた内容についても研究をしていく一つだというふうには認識をしています。

以上です。

○田村議長 6番、安藤議員。

○安藤議員 この3点目の高齢者センターの関係についても、老朽化ということでございますけれども、この農業環境改善センターについては鉄筋コンクリート造ということで、まだまだ使えます。この役場庁舎にしても昭和45年に建ったものを今でも使っている。今後まだ20年、30年使われていくと思います。やはり今建物の関係で古民家だとか、そういうことも含めてやっているさなかに、まだ平成元年ぐらいにオープンしたところのこの農業環境改善センターなどやはりもっと有効利用しないと、町として幾ら金あってもこれたまらないのかなと。本当に残っていかないかなと。ですから、やっぱり少しでも有効利用ということを考えていただきたいと思っておりますけれども、それともう一つ、この建物については高台にございます。それで、町のほうでは今防災の関係、備蓄倉庫も含めて考えられているということでございます。高台のこの農業環境改善センターについてやはり防災の拠点施設ということも含めて考えていかないと、現在の本当にゲリラ豪雨、雨など異常気象の関係でどこの県でも大変な対応をしているということでございます。こういうものも、浦幌川、大きい河川もありますし、ここの横に旧オベトン川、今まで、最近はありませんけれども、平成元年、昭和63年とか、そういうときに堤防を越えて、光南地区だとか南町のほう浸水しているということで、今後こういうゲリラ豪雨とかということで何百ミリも降ったとき、少しでも高台ということを考えて、あそこの高齢者センターも結局役場の地

区から見ると、やはり高台には高台になります。ですから、そういうところもやはり少しでもリニューアルして、使用していただきたいと思っております。その辺について。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 防災の関係でございますので、私からお答えいたしますが、今お話ありましたとおり、防災倉庫につきましては当初平成30年に実施設計を行い、平成31年、翌年に建設する予定としておりましたが、新たな浦幌川の洪水浸水想定区域が公表される見込みであったことから、その事業については一旦ストップしている状況でございました。昨年8月に北海道より浦幌川の新たな洪水浸水想定区域が公表されましたので、その中には洪水時に利用が可能となる避難所ですとか、またその収容人数など防災対策について総体的に今見直しをしなければならない部分もございます。そういった上で、農村環境改善センターですとか高齢者生産活動センターは、今言われたとおり、若干市街地の中でも高い位置にございまして、洪水の浸水区域からも外れているものでございますので、当然その利活用についても検討する値はあるというふうには考えております。ただ、現地のほうも先日見てきたのですけれども、防災倉庫としての活用ということであれば、体育館の部分もあまりに広くて、そのまま使えるかどうかという部分がありますが、その辺どれだけの費用がかかるか、財源の面も含めて検討する余地はあるかと思うのですけれども、本来であれば避難所としても使えればいいのですけれども、避難所のための施設というものは、今ほかの避難所もそうですけれども、通常は違う用途で使用しておりまして、その中で管理運営とされておりまして、いざというときに避難所になるということですので、管理等は通常行わなくてもよろしいのですけれども、避難所のための機能とかになってしまうとなかなかそういう部分では現実的ではないかなというふうには考えてございますが、そういったものも含めて、総体的に今言われた部分も含めて検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○田村議長 6番、安藤議員。

○安藤議員 その辺考えていただきたいと思っておりますけれども、高齢者センターなのですけれども、これも昭和54年に建設ということでございますが、これ建物、鉄骨造の平家建てでございます。構造的には何の、まだまだ使えるものと考えております。今老朽化していますということで、再利用は困難ですということでございますが、これは表面をみただけのことであって、構造的にまだまだ使えるものについてはやはりどんどん使っていただきたいと考えております。この辺についても、今総務課長答弁されましたから、考えていただきたいと思っております。

それから、拠点施設についてです。本当にまだ新しい建物でございますし、農業関係者も含めて今後まだ利活用について検討もつとしてほしいと思っておりますけれども、その辺について。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 4点目の農業拠点施設の利活用についてでございます。こちらにつきましては、先ほどの答弁の中でもご説明をさせていただきましたとおり、平成20年まで使用がされておりました。それから休止後おおむね11年たってはいるのですけれども、先日状況のほう確認してまいりましたところ、内部におきましては見る限りにおいては特に大きな損壊もなく、十分事務所として活用できるというようなふうに見てきたところです。やはり我々も遊休施設は有効に活用していかなければならないと、そういった観点からは農業団体ですとか様々な方の利活用が望めないか、いただけないかということで今後検討を重ねてまいりたいというふう考えております。

以上です。

○田村議長 6番、安藤議員。

○安藤議員 最後に、町長にお聞きしたいと思いますけれども、今の各施設についても含めて、今後認定こども園が建設された後、浦幌幼稚園、しらかば保育園もやっぱりこの検討していく施設となると思います。この幼稚園についても保育園についても昭和51年でございますけれども、鉄骨造の平家でございますので、まだまだ利活用はできると思っております。この辺、今後の振興計画の審議会のほうで検討されるべきと私は思いますけれども、その辺についてお伺いしたいと思います。

○田村議長 答弁願います。

町長。

○水澤町長 町有施設の利活用については、まさに毎年のように、毎年といいますか、平成23年、24年、25年と議会の皆さんからいろんな質問を頂きました。そのためにお答えしていますのは、利活用について本当に町として検討していきたいという言葉でありました。本当に町有地を有効利用するというのは当然でありまして、これをどうやって履行していくかということが今本当に頭を悩ませているところであります。先ほど1回目の答弁でいろんな検討させていただきながら考えているということでもありますけれども、要はこの施設が閉館になった、休館した理由は何かということを見ると、それはあくまでも管理費と維持費がかかるために財政に影響を与える、そのために休館せざるを得なかったというのが現実であります。そういう面において、今新たな有効利用ができれば、これはそれにこしたことはないというふうに私どもも思っていますし、何とかその道を探りたいということでプロポーザルもさせていただいたところであります。しかし、残念ながら今費用対効果を見いだす方法がなかなかないということも現実でありますので、こちら辺は理解をしていただきたいというふうに思います。ただ、これを有効利用するという位置づけと考え方、そしてこれからも継続してそれを模索していくということについては積極的やっていきたいということについては何ら変わることはありませんし、第4期まちづくり計画の中でも有効利用した施設をいかに町民の皆様に示すことができるかということについても検討してまいりたいというふうに思っているところであります。そういう面では、本当に財

産の利活用というのはどこの自治体でも大変困難を極めているという部分もありますし、できれば民間の皆さんに活用していただく、そういうふうにやっていきたいなというふうに思っています。ただ、考えなければならないのは、やっぱり費用対効果、これがあるのかなというふうに思いますし、費用対効果抜きにして施設の利用というのは成り立たないだろうというふうに考えておりますので、その辺も慎重に考えながら今後とも検討してまいりたいというふうに思っているところであります。

○安藤議員 終わります。

○田村議長 これで安藤忠司議員の一般質問を終わります。

次に、4番、伊藤光一議員の質問を許します。

4番、伊藤議員。

○伊藤議員 通告に従いまして、一般質問させていただきます。

項目、まちづくり計画の在り方。浦幌町の第3期まちづくり計画は、令和2年度までとされており、現在新たなまちづくり計画の作成に尽力されていると思慮いたしますが、いま一度まちづくり計画及び同計画の審議を行う浦幌町総合振興計画審議会の在り方を再確認するため以下の事項を伺います。

1、浦幌町第3期まちづくり計画は、同計画の基本構想第1章第2節において、地方自治法に基づく町の最上位計画としての位置づけを踏まえてと記載されている。また、その下部には同計画が町の最上位とされる根拠とされる地方自治法の内容が明記されており、そこには地方自治法（第2条第4項）において、市町村はその事務を処理するに当たっては議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないと定められていますと記載されている。ところが、地方自治法第2条第4項は、平成23年、法改正により削除され、同改正以降本町におけるまちづくり計画が最上位計画であるとする根拠が不明である。そこで、現在第3期まちづくり計画が本町における最上位計画であるとの根拠はどこにあるのか。また、根拠が変更になったにもかかわらず、本計画の基本構想部分を修正しないまま現在に至っている理由を伺う。

2、他の市町村においては、自治基本条例やまちづくり基本条例等、名称は異なるものの、まちづくり計画が各自治体の最上位計画である旨の規定が置かれている。本町においては、令和元年9月の一般質問における答弁の中で自治基本条例につき現在作成する予定はないとの答弁がなされているが、その理由としては既に存在する浦幌町町民参加条例の認知度を高めることが先決であるとしている。確かに住民参加の観点からすると、その理由も理解できるが、法治主義の観点からまちづくり計画が最上位規範であるとのことを明確に規定するための条例を早急に制定する必要があると考えるが、このことについて町の考えを伺う。

3、まちづくり計画（浦幌町総合振興計画）においては、浦幌町総合振興計画審議会が同計画の策定、その他実施に関し必要な調査及び審議を行うとされている。そして、第3

期まちづくり計画の実施計画の中に認定こども園新築事業が存在するが、今般その建設工事費用に関して第3期まちづくり計画の政策別シートに記載されている予算の2倍以上の金額が同審議会の審議を経ずに予算として議案に付されているが、この点につき同審議会の審議を軽視しているように思えてならない。そこで、浦幌町総合振興計画審議会の審議会を経ずに予算として議案に付すことに至った経緯及び町の政策立案における同審議会の位置づけを町としてどう考えているのか伺う。

○田村議長 答弁願います。

町長。

○水澤町長 伊藤議員のご質問にお答えします。

浦幌町第3期まちづくり計画につきましては、町民ワークショップや庁内で組織する策定委員会の議論を経て、平成22年9月に総合振興計画審議会からの答申を頂き、平成23年度から平成32年までの10年間の長期計画として、平成22年第6回臨時会において議決をいただいたところであります。

1点目の現在の第3期まちづくり計画が本町における最上位計画であるとの根拠はどこにあるのか、また本計画の基本構想部分の修正をしないまま現在に至った理由についてですが、平成23年の地方自治法の改正により該当条文である第2条第4項が削除されましたが、この改正は地方分権改革推進計画に基づく地方公共団体に対する義務づけが撤廃されたことにより自治体が位置づけを自ら定義づけることになったことであり、この計画の理念や考え方が否定されるものではなく、第3期まちづくり計画の策定の際、総合振興計画審議会や議会の中でも10年間の総合的な将来目標と施策の大綱であり、最上位計画であることとご説明させていただいたとおり、法律の規定がある、なしにかかわらず町の最上位計画であることは何ら変わらないものと考えております。また、基本構想の修正につきましては、先ほども申し上げたとおり、法律の条文が削除されたもので、計画の内容に影響を及ぼすものではなく、計画策定までの経過も踏まえると、計画期間内における総合的な将来目標及び施策の大綱に変更がない限り見直すものでないことから、修正は必要ないものと考えているところであります。

2点目のまちづくり計画を明確に規定するための条例の制定についてですが、平成23年度の地方自治法改正に伴い、総務大臣通達により改正法の施行後も地方自治法第96条第2項の規定に基づき、個々の市町村がその自主的な判断により引き続き現行の基本構想について、議会の議決を経て策定することは可能であると示されたことから、浦幌町町議会基本条例第12条第1号において浦幌町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画を議決事件として指定していただいたところであり、計画策定においては町民アンケート、町民ワークショップ、地区座談会や庁内で組織する策定委員会、町民による総合振興計画審議会の審議など多くのプロセスを経て策定され、その計画は町民の代表である議会での審議もいただくことから、まちづくり計画は条例によらなくても町全体の総意として策定された最上位計画であると考えているところであります。

3点目の浦幌町総合振興計画審議会を経ずに予算として議案に付すことに至った経緯及び町の政策立案における同審議会の位置づけについてですが、総合振興計画審議会には平成28年度から令和2年度までの後期5か年の実施計画により実施する事業をあらかじめお示しし、各施策はまちづくり計画を基本に進めておりますが、予算については毎年度そのときの社会状況や経済動向なども考慮して編成していることから、実施事業に関わる予算については毎年度総合振興計画審議会に説明し、ご審議いただいているところであり、令和2年度予算につきましては2月に3つの各専門部会を経て全体会議を開催し、ご審議いただいたところです。この審議会は、総合振興計画の策定、その実施に関し必要な調査及び審議を行っていただくため設置しているものであり、その設置目的からも町政執行に当たって重要な機関であると認識しております。

以上、伊藤議員の答弁といたします。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 それでは、質問させていただきます。

まず、そうするとまちづくり計画が最上位計画であるという明確な根拠はないということでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 法律上の根拠はないということでありまして、町長からの答弁のとおり、そういういろいろなプロセスを経たりですとか、議会の議決をいただいているということで、根拠として位置づけるということで考えてございます。

以上です。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 先日の町政執行方針において、町長は次のように述べています。社会福祉及び障がい者福祉につきましては、最上位計画と位置づけている第2期浦幌町障がい者計画が最終年を迎えることから、この第2期浦幌町障がい者計画、まちづくり計画、どちらが上に位置するのか、下に位置するのか教えていただけますか。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 ただいまのご質問でございますが、町長からの町政執行方針で述べました福祉、そういった分野での最上位計画としての町政執行方針ということでございますので、このまちづくり計画の最上位計画と、それから福祉、障がいに対する最上位計画、それが言葉が同じということでございまして、このまちづくり計画とは別な形の執行方針を述べたということでございます。

以上です。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 いや、この計画、両方、そごがあった場合、どちらの計画が優先されるのか

お聞きしたいと思います。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 まちづくり計画につきましては町の最上位計画ということで、それから町政執行方針の中で述べました最上位計画というのは、障がい者施策等に係る最上位計画という形で執行方針につきましては作成をさせていただいたということでございますので、優先という形ではなく、私ども所管する事業としましては障がいに係る最上位計画ということで述べさせていただいたところでございます。

以上です。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 私が聞いているのは、もしそごがあった場合にどちらの計画が優先されるのかと聞いているのですけれども。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 先ほどからご説明しているとおり、町長が申しているように、まちづくり計画が最上位計画でございますので、意味がよく理解できないような表現があればそういうことで説明をさせていただきますけれども、今保健福祉課長が申し上げたとおり、福祉計画に関してはそのような位置づけでやっているというものです。もともとまちづくり計画というのは、基本構想の中でまず町の将来像がありまして、それをやるために基本計画、それぞれの項目で設けておりまして、それを達成するためにはどうしたらいいのかということで、いろんな施策がくっついております。そのところの基本目標に沿った形の計画のつくり方をされておりますので、まちづくり計画は、これまでの説明のとおり、町の最上位計画ということで位置づけているということでご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 そうすると、まちづくり計画は一応障がい者計画と計画の内容にそごが生じた場合には、まちづくり計画を優先するという考え方でよろしいのですか。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 そごがあったといったところの再質問でございますけれども、障がい者に係りますこの福祉計画につきましては、この計画書の中にも記載されてございますけれども、上位にありますまちづくり計画、こちらのほうの、これを最上位計画として、その考え方の下に障がい者に係る部分の施策をつくると考えでございますので、これにつきましては計画のほうに計画の位置づけとして明確にうたってございますので、そごがあるというよりも本町の最上位計画、まちづくり計画に基づいて障がい者施策を考えるという

計画でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 今の説明でいくと、まちづくり計画が障がい者計画の上位に位置するよという答弁だとは思いますが、そう言っているの、町執行部はそう言っているだけであって、特に根拠はないですね。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 法律上の根拠がないということなので、次の答弁にも関わってきますけれども、基本的にはそういうふうに位置づけているということで、法律上の根拠は必要がないということでされたことでもありますので、伊藤議員のおっしゃる根拠というものは、法律上に根拠がないということをご理解いただきたいと思います。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 このまちづくり計画というのは、町の最上位計画であると答弁いただきました。その重要性を認識していらっしゃるでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 先ほどからご説明しているとおり、計画策定に当たりましては町民アンケート、それから町民の方々によるワークショップ、総合振興計画審議会、それから私ども職員で構成します策定委員会、それから議会の議決もいただいているということで、やれることの部分についてはやりながら、いろんなご意見を聞きながらやっておりますので、そのような考えは全くございませんで、そういう思いでつくり上げて、町の将来、10年間どうしていくのかという思いで町民皆さんでつくり上げた計画ということで考えておりますので、そこはご理解いただきたいと思います。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 今回いろいろと勉強させていただきましたが、公益財団法人東京市町村自治調査会が作成した市町村の総合計画のマネジメントに関する調査研究報告書というものがございます。それには、次のように記載されているのです。地方自治法の改正がなされたことから、総合計画策定の法的根拠がなくなったことにより、市町村では今後総合計画の策定、改定に際して自らの責任と裁量によって以下のような点について独自の対応方針を定めていく必要があると考えられる。その以下の点というのは、総合計画の必要性と位置づけの明確化です。地方自治法改正により今後策定する総合計画は総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想に基づく計画である必要はなくなり、各市町村が自らの必要性と判断によって策定する計画となる。そのため、各市町村にとっての総合計画策定の必要性やそれに応じた総合計画の位置づけ、役割など計画の本質的な部分を各市町村で規定していく必要性が生まれると、このように、私だけの意見ではなくて、専門家たちが総合振興計画の位置づけについて各市町村で規定していく必要性を述べているのです。なぜ

そこまでかたくなに条例作成を拒むのか、拒否するのか、その点お伺いしたいと思います。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 ただいまのご質問にお答えします。

私もそれ読んでおまして、議員のおっしゃるとおり、その研究所の意見としては分かっております。統計資料見ていただいたと思うのですが、住民自治条例の中で規定しているもの、それから策定条例を規定するもの、それから要綱等によって規定しているもの、そのほかうちのように議会基本条例の中に議決事項としていただくものということで、いろいろな判断それぞれあるということで考えておまして、逆に根拠がないからというよりは、そこまでのプロセスなり、そこが一番大切なことだというふうに考えておまして、今おっしゃったその調査票についてもある方向性を示したことでありまして、参考とさせていただきますけれども、それがいいことだからまちづくり計画が最上位計画ではないということも言い切れないのではないかとこのように思っておりまして、このような考え方で進めておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 先ほど私が読んだ部分に総合計画の位置づけを市町村で規定していかなければいけないというふうになっているのです。そうすると、別に総合計画が最上位である必要はないわけです。例えば町長がもし替わって、今の町長は見識ある方だから、大丈夫だと思うのですが、私みたいなとんでもない者が町長になった場合、このまちづくり計画が最高の最上位計画でないと。私の意見が、私の政策が最上位計画だ、私は50億円かけて立派な庁舎を造るということを言い出した場合にどうやって反論するのですか。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 ただいまのご質問ですけれども、重要な変更がかかる場合については審議会の意見を求めなければならないので、当然審議会のご意見も求めますし、それに対するものにつきましては議会基本条例の中で議決事項とされていますので、そういう判断もされるということで、時の首長によって意見が全く通るといような考えはございません。

以上でございます。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 先ほど町長の答弁の中で、まちづくり計画が多くのプロセスを経て策定され、その計画は町民の代表である議会での審議もいただくことから、まちづくり計画は条例によらなくても町全体の総意により策定された最上位計画であると答弁されております。なぜ最上位計画であると言えるのか。他の計画でも多くのプロセスを経て策定されたものがあるのではないですか。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 ただいまのご質問にお答えします。

まちづくり計画は最上位計画としてつくっているということでございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 先ほどの答弁の中で、なぜ条例をつくらなくてもいいのという理由の中で、多くのプロセスを経て策定され、その計画が町民の代表である議会での審議もいただくことから、まちづくり計画は条例によらなくても町全体の総意により策定された最上位計画であると先ほど答弁されています。この理屈でなぜ最上位と言えるのか、そこがちょっと分からないのです。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 条例がなければ最上位計画と言えるということではないというふうに思っております。先ほど言っている自治基本条例の中でうたわれるところも全てが最上位計画だとうたっているわけではなく、基本理念ですとか規定自体がそもそもないものもありますし、そこはまさに法律、条例に基づくものでなくてもどのような位置づけを持って策定を進めていくかということで、最上位計画ということと言えるというふうに思っています。

以上です。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 令和元年9月の一般質問の答弁の中で、町民参加条例をステップアップした段階で自治基本条例に結びつくというような趣旨の発言をしております。また、まちづくり計画基本計画第6章には、自治基本条例に関する講演会等を開催し、真の協議のまちづくり実現のため取組を進めますとされています。将来的には自治基本条例を策定するつもりなのでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 私の段階でどうかということにはちょっと答えづらいところありますけれども、計画にのっているという部分であれば当然検証もしなければならないと思いますし、その検証を受けた結果で第4期にどういうふうにしていくかということは判断されていくというふうに思っております。

以上です。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 先ほどの一般質問の答弁の中で町民参加条例の認知度が上がればということをおっしゃっていたのですが、認知度はどうやって調査するのですか。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 具体的な手法については、なかなかまだ実施できていない部分ありますけれども、町民アンケートですとか様々なことやりながら、具体的な取り方というのはいろいろ方策があると思いますけれども、その中では、検証していく中ではどういう方法がいいのかというのは考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 町民参加条例は、平成24年に策定された。もう七、八年経過しているのです。いつまで認知度を上げることをやるつもりなのか教えていただきたいと思います。

○田村議長 答弁願います。

副町長。

○山本副町長 ただいまのご質問ですが、非常に厳しいご質問だと思います。町民参加条例につきましては、昨年の一般質問から始まりまして、ご答弁させていただいているところなのですが、正直年数がたっておりますけれども、いろいろな出張説明会とか、それから町民アンケートを開く中でもなかなか町民の方々に浸透されていない、名前は分かるけれども内容が分からないとか、全く分からないという方がいらっしゃいます。そういったところでいいますと、本来であれば3年後とか4年後とか、きちんと年数を定めるべきだとは思っておりますけれども、なかなか進んでいないというのが正直なところでございます。ただ、せっかくつくった条例ですので、町民の皆様のご協力をいただきながら、これから浦幌町が発展していくのだというのが基盤でございますので、新年度におきましても出張説明会を通じながら広くPRしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 今後まちづくり計画を作成されると思いますが、その基本構想にはまちづくり計画が最上位であるという根拠についてはどのように定めるつもりでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 ただいま策定中でございますけれども、他の町のも参考にさせていただきますけれども、その中には、議員おっしゃったように、法律の改正によって、法律の根拠がなくなりました、それでも町の将来を示す重要な目標なのでという書き方をしておりますので、そのような書き方をしたいなとは思いますが、それらの中身につきましてもいろいろ審議を経るので、どういう記載かというのは変更になると思っておりますけれども、議員おっしゃるような、位置づけがはっきり分からないという部分もあれば、この計画は基本的には最上位計画であるということはまがいないことではございますので、そこは明記するようなことも検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 私分らないのは、なぜかたくなに条例作成をしないのかというところが非常に疑問なのです。今のこのネット社会です。パソコンもある時代にちょこちょこ検索すればぽっと自治基本条例なり出てくるわけです。それで、パソコンでばぽっと5分ぐらいで最高上位の、まちづくり計画が最高上位であるという規定はすぐできると思うのですが、ただそれだけの労力をなぜ使わないのかなと私は思うのです。いかがですか。

○田村議長 答弁願います。

副町長。

○山本副町長 先ほど来いろんな位置づけについてご意見を頂いているところなのですが、最初の答弁からいきますと、もともと地方自治法の中で定められたということで、第3期のまちづくり計画を策定したのは平成22年度ですから、23年度から始まるということで、22年度中に議会の議決をいただきながら、地方自治法に基づきまして制定をしてまいりました。その後年が明けまして、23年の5月に法律改正になりましたので、もともと義務づけというのがなくなってしまいました。その時点では、当初から地方自治法に基づいて策定したまちづくり計画ですから、それについては効力があるということで私たちもこれまでやってきたわけなのですが、今回伊藤議員からこういった質問する中で改めて振り返りをした中で、条例を持っている町村、それから議会の基本条例の中で定めていくのとか、いろいろなものがあるということは改めて認識をしたところでございます。ただ、まちづくり計画は産業分野、それから福祉分野、教育、それから環境整備、まさに町の総合的な計画であるということで、町の根幹であるというような形でこれまでも進めてきたところでございます。ただ、位置づけとなりますと条例にあるのがいいのかどうかというところは確かにあると思いますけれども、本当に私たちのこれまでの中でそういったものだという認識で来たものですから、それがどういった形がいいのかということに関しましては、また改めて中でも検討してまいりたいと思いますけれども、そういった中でこれから第4期を進める中も含めながら、そういった形について改めて内部で計画というものを検証してまいりたいというふうに思います。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 では、ちょっと時間もないので、次、振興計画審議会のことについてお聞きします。

まず、浦幌町総合振興計画、まちづくり計画、あとは議会基本条例に出てくる基本構想、基本計画、これは全て同じ意味と考えてよろしいですか。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 おっしゃるとおりでございます。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 何でこんな3種類も用語が、同じ意味の用語、3種類も使っているのではしよ

うか。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 もともと法律上でいう総合振興計画というのが全国的、皆さん使われている名称なのですけれども、浦幌につきましてはまちづくり計画という言い方をしています、議員おっしゃるとおり、審議会の名称とまちづくり計画の名称が違うという部分については、併記するなりの形を取っていますけれども、その部分については検討させていただきたいと思います。基本構想につきましては、どの計画もそうなのですけれども、まず一番最初に基本構想という形、町を目指すべき姿があって、それを達成するためにどうするものかという基本目標があります。その目標を達成するために何をやっていくかというのが実施計画ということで、基本構想という言葉自体は過去からも来ておりますし、そのまんまずっとというふうにこれからも続くような形で構成を今考えておりますし、記載内容が不明だという部分については分かりやすいような記述をするのですとか、注記を加えるという形では工夫をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 それでは、3項目めのことに関してお聞きしますが、政策別シートに記載のある金額、これは審議会の審議の対象にはならないのでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 総合振興計画審議会の議案の持っていく方についてご説明させていただきますけれども、毎年2回、決算の後、それから予算を出す前ということで計画を議案として出ささせていただいております。内容につきましては、5年間の後期計画の部分はお示しをして、金額も載っておりますので、その増減の大きなものについては説明を加えておりますし、新たに出てきた事業についてはそのときに説明をさせていただくということで、予算案全体のご審議をいただいているというような形でございます。

以上です。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 先ほど増減が大きいものは説明をさせていただいていますという答弁頂きました。今回のこども園の事業費は、増減大きいですね。説明はあったのでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 2月に行われました全体会議の中で事業費調書というものつけてまして、事業の内容含めて説明をさせていただいているところでございます。

以上です。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 それは、いつの審議会の話ですか。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 2月28日に行われました審議、総合振興計画の全体会議の中でご説明を申し上げます。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 令和元年12月19日に審議会が開かれていますのですが、そこでこども園の事業費の増額についての説明はなされましたか。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 12月の審議会におきましては、議題がまちづくり計画ではなく、まち・ひと・しごと総合戦略の4年間の評価という形でやっています、議題としては触れておりません。

以上です。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 そうすると、2月に行われた審議会における説明というのは、予算として議案に上がってきているのですか。審議会に報告するだけということですよ。8億円近い金額が増額されているにもかかわらず、審議会に報告するだけでいいのですか。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 金額の部分は予測しましても、予算が固まらなると財源内訳ですとか細かな部分を明示できないということありますし、基本的にはこれまでも予算案が固まってから、それから町長の答弁のとおり、そのときの社会情勢ですとか経済動向によって実施しようと思ったものができなかつたり、また新たなものに取り組まなければならなかつたりという部分がありまして、それは予算が固まった後にということにはなってしまうけれども、当然審議会の中ではご意見も頂いておりますので、そういう中でご意見については町の中で受け止めてやっているということでご理解いただきたいというふうに思います。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 そうすると、例えば10万円の事業費の計画であったものが10億円の事業費に変更したとしても審議会には単に報告するだけでいいということになりますよね。いかがですか。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 ご審議はいただいて、予算案が固まったものをご審議いただいているということなので、その中でご意見としては賜るということは、審議会ですので、

そういうことは当然あり得るというふうに思います。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 そうすると、その5か年、10か年の計画って何なのかという話になるのです。計画書に金額書いているにもかかわらず5億追加、10億追加します。何か全然計画の意味なきないのではないかなと思うのですけれども、いかがですか。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 金額のことだけおっしゃっていらっしゃいますけれども、後期5か年を策定したとき令和2年度には認定こども園を実施するということが明記されておりまして、金額が情勢によって変化したということで、突然今年ぽろっと出てきた、のせてきた事業ではないということでご理解いただきたいというふうに思います。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 そうすると、町としてはこの経過に関しては全然問題ない、今後将来的にはこういう突然事業費が増額するという可能性は出てくるというお考えでよろしいですか。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 実施事業につきましては、5か年計画という形で、前期の5か年、後期5か年で5か年計画を立てますので、当然社会情勢にもよりますし、事業をやるうと思ったのができなかつたり、新しいものが出てきたり、事業費の変更というのは当然出てくることというふうに判断をしております。

以上です。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 そうすると、先ほど例に挙げた10万円の事業の計画だったものが10億円に変更してもしょうがないということでもよろしいですか。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 しょうがないということではなくて、説明を申し上げます。それで、ご意見を頂きます。そういうことでご理解いただきたいと思います。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 最後に、まちづくり計画の内容自体は非常に素晴らしいものであると私は考えております。ただ、まちづくり計画だとか、浦幌町総合振興計画だとか、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画、いろいろ言葉があるのです。町民は全然分かりません。ですから、この言葉を統一していただきたいというのがまず私の希望です。あと、時期的に今第4期まちづくり計画の作成段階に入っています。名称は何でもいいです。自治基本条例、まちづくり基本条例、何でもいいので、きちんとまちづくり計画が最上位計画である根拠規定、根拠条例をきちんと作成すべきか否か、それをまず審

議会等にかけて、きちんと議論していただくことを強く求めまして、今回私の一般質問を終了します。答弁不要です。ありがとうございました。

○田村議長 これでは伊藤光一議員の一般質問を終わります。

お諮りをいたします。ここで暫時休憩したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩をいたします。

午前 11時45分 休憩

午後 1時00分 再開

○田村議長 休憩を解き会議を開きます。

休憩前に引き続き審議を続けてまいりたいと思います。

次に、9番、阿部優議員の質問を許します。

9番、阿部議員。

○阿部議員 通告に従い、一般質問させていただきます。

町民の移動手段について伺います。町民の大きな移動手段の一つであった民間営業路線バスの廃止や交通事業者の減少などに伴い、町ではコミュニティバス及び生活維持路線バスを公共交通の一環として運行し、住民の移動手段として定着しつつあります。町なかばかりではなく、上浦幌、厚内、中浦幌、下浦幌の各地でも過疎化による人口減少と高齢化が進み、これまでこの町を支えてきたお年寄りや高齢者は運転免許証の自主返納が叫ばれる中、日常の外出もままならなくなっており、障がいを持つ町民の方も含め心身ともに健康に暮らしていただくために移動手段を含めた外出環境の整備促進は、今後のまちづくりにますます重要な要素であると考えます。そこで、コミュニティバス及び生活維持路線バスについて、現在までの運行と利用状況の推移と今後の移動手段の確保に向けさらなる取組を進めていく考えについて伺います。

○田村議長 答弁願います。

町長。

○水澤町長 阿部議員のご質問にお答えします。

現在の町における公共交通手段の運行並びに利用状況についてですが、まず患者輸送バスと留真温泉バスを再編、統合し、さらに市街地循環バスの機能を併せたバスとして平成29年1月からコミュニティバスの運行を開始しており、運行路線につきましては市街地、中浦幌地区、下浦幌地区、厚内地区、留真温泉となっており、曜日ごとに路線を定めて運行しております。日曜日と12月31日から翌年の1月3日以外は祝日も運行しており、路線上であれば自由に乗り降りが可能で、どなたでも無料でご利用していただくことができます。運行開始から3年目を迎え、乗車人員の実績から路線や時間帯による乗車率の差が顕

著に現れてきました。平成30年度の利用状況といたしまして、総乗車数が3,929人となっており、市街地循環の2、3便、厚内直別線、留真温泉行きのルートは乗車率が高く推移している一方、市街地循環の1、4便、幾栄幾千世稲穂線、静内十勝太統太線並びに瀬多来留真常室線は年間を通して利用が低調となっております。効率的かつ効果的な運行を進めるため、乗車率が低い路線等につきましては今後利用者の方々や地域の意見を聞きながらルートの見直しや時間帯の変更など改善を図ってまいります。また、本別浦幌間を結ぶ本別浦幌生活維持路線バスは1日4便の事前予約運行で、運行路線は道道本別浦幌線を基本とし、運行区間は光南前から本別町立病院前までの往復運行となっております。なお、事前に予約あった場合には、留真温泉、川流布会館、川上近隣センターへの経由も可能としております。

利用状況といたしましては、平成30年度の利用実績が9,893人で、そのうち本町から本別高校に通う学生のご利用が9割近くを占めております。それ以外の方では、本別町立国保病院への通院や買物等にご利用いただいております。このほか、新たな移動交通手段として令和元年10月よりNPO法人ひだまりが北海道運輸局から公共交通空白地有償運送の登録許可を受け、事前予約型のタクシー運送事業を始めております。この事業は、町補助金並びに利用料収入を財源に月、水、金の週3日間の運営を行っております。利用状況といたしましては、令和2年3月1日時点で会員登録者数36人、一月当たりの平均乗車人数は約40人となっております。利用に当たっては、事前の会員登録と乗車予約が必要となりますが、コミュニティバスや本別浦幌生活循環路線バスの運行線上にない場所への移動、マイカーがなく、冬道を歩くのがご心配という方など、移動に不安を抱えるの方々にご利用していただきたいと考えております。まだスタートしてから日が浅いため、町広報紙等により町民の皆様へ周知を進めてまいります。

また、本町における今後の移動交通手段の確保に向けての取組についてですが、通院や通学、買物など日常の様々な局面においてマイカー以外による移動交通手段は不可欠であり、さらに自動車運転免許証を返納される方や障がいのある方に対しましても安心して移動ができるようにJR北海道における特急停車駅の維持をはじめとし、既存の交通手段が町民のニーズに沿った運用ができていないかを常に把握し、その都度適切な改善を図ってまいります。

また、近年日本各地では日進月歩で発展するIT技術を駆使して、自動運転サービスの実証試験が行われているほか、MaaSといった複数の移動手段をつなぎ合わせ、1つのサービスとして提供する仕組みの導入も検討されています。既存の交通手段の見直しだけでなく、新たな移動手段の情報収集にも努め、町民の皆様にとっての最適かつ利便性の高い交通網の整備に向けて検討を進めてまいります。

以上、阿部議員への答弁といたします。

○田村議長 9番、阿部議員。

○阿部議員 丁寧なお答えを頂きました。その中でももう少し詳しくということで伺わせて

いただきます。

さきのカフェDE議会及び議会報告会などで町民の方々よりコミバス、生活維持路線バスについていろんなお尋ねがございました。その中で、やはり南北に長い浦幌町、町民の不満に応えるべくいろいろと配慮いただいていることは今お答えをいただきましたが、その中で、私はそう思っただけではなかったのですが、コミバスというのはどこでも止まってくれるのではなかったかというご質問がございました。今お答えいただきましたが、手を挙げればどこでも止まってくれるという中身なのだろうなと思っています。それから、浦幌本別間の維持路線バスについても同じようなお答えがありましたので、自分としてはそういうお答えをしたことも覚えているのですが、そのことが町民の方にどのような形の中で利用しやすいか、していただきやすいかということがまだ周知されていないのだと思います。先ほどございましたように、広報とかでさらなる周知、それから新聞折り込み等にも入っておりますのですけれども、あるのですけれども、やはりまだ見ていない方がおられるみたいです。もう2年目、3年目になってくるわけですけれども、もう一度改めて大きな声で周知をしていただけたらありがたいかなと思っておりますが、その後についていかがでしょうか。伺います。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

周知につきましては、おっしゃるとおり、なかなか、コミバスを導入した際には各所に職員が赴いて、いろんな場面でお話をしてきましたけれども、期間も経過して、大分認知はされてきたと思いますけれども、そういう分からないという部分についてはさらに周知する方法で検討してまいりたいと思います。また、本別浦幌線、浦幌の生活路線バスにつきましても特に大きな広報という形をやったことはないと思うのですけれども、利用が、先ほど答弁したように、ほぼ高校生が多いという部分もありますので、上浦幌方面、特に走っておりますので、周知については今後も努めていきたいというふうに思っております。以上です。

○田村議長 9番、阿部議員。

○阿部議員 ただいま生活維持路線バス、上浦幌方面のことについてお答えをいただきましたけれども、その中でも特に上浦幌の場合は場所によっては……その前に川上のほうの近隣センター並びに川流布までは予約なり、通達をしていただければ走っていただける。私は、その間に10分ほどの余裕が要るよというふうに聞いたことがございます。そこまではいいのですけれども、それよりもう少し浦幌寄り、宝生、相川、合流、その辺、美園までの間なのですけれども、それから富川になりますけれども、その辺の中で走らないのかと。この辺はたまに路線の中で1日1回ぐらい走ってほしいよという声がありました。ちょっと聞いてくれやという形になったのでございますけれども、その辺について今後3便、4便、5便ということではなくて、改めて走っていただけるかどうか伺います。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

御存じのように、バスは4便走っているのですけれども、時間帯が学生の通学時間、それから本別に入りましたら病院等も回っている関係もありまして、どうしてもそういう部分の時間帯に合わせて路線の時間を設定していかなければならないということで、現状の中では枝道に入っていくって、そこというのは路線の時間的な制約もあって、なかなか厳しいのではないかとこのように思っています。

以上でございます。

○田村議長 9番、阿部議員。

○阿部議員 ちょっと時間的に難しいということなのでございますけれども、例えば1便、朝、夕といいますか、そういう中で生活維持路線バス以外の中でコミバスの、週に何回かは病院バスのような走っているのだらうと私考えてはいるのですけれども、その中でもこういう今のような走ってほしいという要望があるということは、やはりちょっとそれ足りない部分はあるのかなと。それから、先ほども私の意見、それから町長の答弁にありましたように、免許返納という中で、今まで自分で歩けば簡単に歩けたものが歩けないという、わがままといえばわがままなのですけれども、そういう中でやはり週に1遍決まった病的な形、買物的な形の中で、お一人の方、2人の方、お年寄りの方という方がおられるものですから、そういう中でも要望があったのかなと私思います。その中でやはりちょっと配慮いただけるといいのかなという感じがあったのですけれども、その点1点、伺っておきます。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

現状コミバスに限って言いますと現在、御存じのように、患者輸送バスと、それから留真温泉バスと市街地の循環バスの機能を持たせ走っております。現状1台のバスで月曜日から土曜日までずっと走っているという部分でいくと、コミバスを使って上浦幌からまたこちらのほうに戻ってくるというのは、なかなか難しいのかなというふうに思っています。配慮する方法はないのかという部分につきましては、地域の方々とも話をしながら何かいい方法はないかという部分は検討してまいりたいとは思いますが、現状コミバスは今の1台という体制の中ではなかなか厳しいというか、台数増やすですとか運転手を増やすという形を取らないと難しいなというふうに思っております。

以上です。

○田村議長 9番、阿部議員。

○阿部議員 配慮いただく可能性は残しているのかなと考えております。

それから、決して上浦幌ばかりではなくてなのですけれども、本町のほうとかほかの方

から病院の通院バスですが、止まっていただけ場所、病院とかスーパーばかりでなくて、名前を挙げてしまえば図書館とか、そういうところも止まってほしいという要望がございました。その辺についてはいかがでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 なかなかそういういろんなご意見、今町の巡回バスは細かな施設をぐるぐる回るような形で設定をしておりますけれども、患者輸送バスの各郊外から来られるバスについては、ある程度停留所が限られております。ご意見としてあったということで承りまして、路線の中で可能かどうかというのも時間的な部分もございますし、検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○田村議長 9番、阿部議員。

○阿部議員 それでは、一応そういうことも考慮していただければいい気はするのですが、その中でもう1点なのですが、今スクールバスが走っているということなのですが、前に私スクールバスの運用ができないのかと言ったら、改めたことはできないのだということで改めて併用はできないと伺っております。ただ、その中でももしかしたらスクールバスの時間帯に同乗させていくことは可能でないかという声をちょっと聞いたことがあるような気がするのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

教育次長。

○熊谷教育次長 ただいまの質問でございますけれども、スクールバスにつきましてはあくまでも児童生徒の通学用のバスとして運行しているということでございますので、一般の町民の方の乗車はできないというような形になっています。よろしくお願いたします。

○田村議長 9番、阿部議員。

○阿部議員 今当たり前のご答弁頂いたのですが、上浦幌のことはちょっと置いておきまして、こちらの下浦幌のほうへ来ると、乗っている方の条件にもよるのですが、何かバスに同乗させていただけたら時間的にはいいなという方もいたような気がいたします。その辺についても今後、もちろん運輸といいますか、それから規制の面とか運用面でいろいろあると思うのですが、そういうことも少し含めた中でよろしくお願したいと思うのですが。

○田村議長 答弁調整のために暫時休憩いたします。

午後 1時18分 休憩

午後 1時26分 再開

○田村議長 休憩を解き会議を開きます。

◎発言の訂正

○田村議長 教育次長のほうより再答弁、お願いいたします。

教育次長。

○熊谷教育次長 大変失礼しました。時間を取らせて大変申し訳ありませんでした。先ほどの阿部議員のスクールバスの住民利用についての私の説明でございましたが、スクールバスについては児童生徒のみというような、そういう説明をさせていただきましたが、大変申し訳ありませんでした。訂正させていただきます。

スクールバスにつきましては、町民の方につきましては住民利用を認めるということで、浦幌町スクールバスの町民利用実施要綱の中でそういうふううたわれております。バスを利用する者の使用料は無料と。ただし、利用する場合には乗車前日までに教育委員会に申し出ると。そして、許可を受けるというような内容になっております。大変申し訳ありませんでした。

◎日程第3 一般質問（続行）

○田村議長 9番、阿部議員。

○阿部議員 大変優しいご配慮、ありがとうございます。やはり子どもたちとですから、乗るほうも気をつけなければいけないのだろうなど。乗せていただくほうも気をつけなければいけないのだろうなど。何につけましてもやはり利用するときには前もっての予約等が必要なのだろうなどというふうに私も感じておりました。その中でやはりそうやってしていただけることは、地域コミュニケーションも多少はつながるのかななんて考えも持っております。

それでさらに、今のような状況上浦幌の中での話なのですけれども、先ほど私はノーと言われたと言ったのですけれども、スクールバスの空き時間の活用はできないのかという話がやっぱり上浦幌の中でありました。別に運転手さんが遊んでいるわけではないのですけれども、時間帯によっては多少余裕があるのでないのかなという意見を伺ったものから、その辺についても新しい答弁を頂ければいいかなと思っております。

○田村議長 答弁願います。

教育次長。

○熊谷教育次長 ただいまのご質問でございますけれども、上浦幌のスクールにつきましては、ただいま阿部議員のご質問の中には空き時間というようなお話がありました。しかしながら、上浦幌のスクールバスの運転業務の方につきましては、日中につきましては休息时间ということになっております。というのは、朝スクールバスを早くから運行し、またスクールバスの帰りの最終便については夏場においては午後6時学校出発というような時間帯になっておりますので、日中は休息时间ということになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○田村議長 9番、阿部議員。

○阿部議員 私にしては珍しくしつこくいろんなことを聞いております。その中で、やはり別に毎日という、空き時間ということではなくて、例えば週1便でもって、その時間帯とか曜日は私も確認しておりませんが、そういうことも含めてどうなのかなという話もございましたので、またその辺についてもご検討いただければいいかなと思います。

それから、先ほど町の中では公共交通空白地有償運送という考えがあって、今ひだまりという中でやっていると聞いたのですけれども、そういうことについて例えば厚内とか上浦幌、上浦幌は本別からハイヤーが上がってきますけれども、そういうのも含めて、そういうお考えというか、そういう要請とか、そういう地域に対するお考えはお持ちでないか聞きます。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 ただいまのご質問にお答えします。

公共空白地の有償運送に関しましては、今ひだまりさんのほうで、おっしゃっているように、やっているといたしておりますけれども、区域は浦幌町という設定をしております、現実今登録されている方も下浦幌の方が町場に来ているというような形もありますので、現状においても会員登録されれば厚内等に迎えに行き、使うことは可能となっております。あと、もし別の方が空白地有償運送をやりたいということであれば、地区を分けるとかいう部分の作業が必要になってきますけれども、そのほかにもいろいろ課題もありますけれども、運行いただくというようなものが出来れば、協議ですとか支援をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○田村議長 9番、阿部議員。

○阿部議員 特に厚内なのですけれども、以前報告会のときに、こんな言い方がいいか悪いかちょっと私も迷うところなのですけれども、やはり町民の方で、瞬間的にボランティア的な形の中で人を乗せて歩く。例えば催しの後で乗せるよといったときにそういうのはどうなのかなというお考えがあったそうでございます。そのときに側からやっぱり何かあったらまずいのではないのかという話があって、ボランティア的な形の気持ちが萎えてしまったということがあって、そういうことから含め、先ほどの有償運行はどうなのか。ただ、浦幌から行く、わざわざ厚内の中だけ動くということにはなかなかならないと思うのです。例えば一つの、寿大学とかなんとかだったらその辺かけてバスを使うと。町のバスを使うことは可能なのだろうと思いますけれども、そういう習慣的な何か催物のときにはどうなのだろうなということがあったものですから、ちょっともう一度伺います。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 制度上は可能だと思いますけれども、その地域の中で回ると

いう部分だけ、例えば厚内地区だけを回るという部分については今現状の中ではなかなか厳しいものがあると思いますけれども、なかなか地域コミュニティの部分でそういうご協力というのも当然していただきたいのもありますし、現状では可能であるけれどもということでご理解いただきたいと思います。

○田村議長 9番、阿部議員。

○阿部議員 不可能ということですね、今。可能。

(何事か声あり)

○阿部議員 了解です。では、検討していただきたいと思います。

それから、最後にこんな意見もございました。コミバスがちょっと大き過ぎる。先ほど言いました厚内線、それからもう一方の線はほとんど、2便なり走っているところについては満員に近い乗車されていると。ほかのことについては少ないというご答弁がございましたのですけれども、それだったら、今もう遅いのですけれども、今後このコミバスを多少小さくして、例えば10人乗りぐらいにして、台数をもう一台増やして対応していただけないかという、そしたら小回りが利くようになるのでないかという意見がございましたので、その点について最後に伺っておきます。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 コミバスができたときには、先ほど申し上げましたとおり、患者輸送バスを統合したという部分もありましたので、その部分は統合したことによって行くところがなくなったとかいうようなことはしておりませんが、小さなバスにして小回りをしたらということもあります。現状少ない路線のところにつきましては予約制にするですとかいう形なるべく効率的な運用を図っていく方向で考えたいというふうに思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○田村議長 9番、阿部議員。

○阿部議員 今いろいろと対処していただけるような雰囲気もあつたのですけれども、今後コミバス、それから維持路線バス、それから町なかを走って、患者輸送バス等につきまして、路線、それから時間帯について、もう少し配慮していただきたい。それから、利用者の方にももうちょっと言葉、例えば意見を聞いていただきたいという答えもありましたので、その辺もお伝えしておきたいと思います。

○田村議長 答弁願います。

副町長。

○山本副町長 コミュニティバス、それから生活維持路線バス、そして昨年度からはタクシー事業者の撤退に伴いまして、町内につきましては公共交通空白地有償運送ということで行っております。最初の答弁でも申し上げましたけれども、それぞれ運行している中でいろいろ人数の多い、乗車の多い時間帯、それから少ない時間帯等もございますので、最初の答弁で申し上げたとおり、いろいろ、運行から3年がコミバスについては経過してお

りますので、その中で見直しを図ったりとか、そういった乗っている方々のご意見も賜りながらこれから検証してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○阿部議員 終わります。

○田村議長 これで阿部優議員の一般質問を終わります。

次に、1番、沼尾昌也議員の質問を許します。

1番、沼尾議員。

○沼尾議員 通告に従い、一般質問します。

中小企業の成長に向けて。先般令和2年度町政執行方針の中で地方における景気回復が依然として実感できないまま町内の商工業者の後継者不足など喫緊の課題も抱えていると町長から報告があったところでもあり、中小企業の活力発揮の必要性が増大している。今年4月から会計年度任用職員の導入もされることから、行政職員の処遇は一定程度改善されてきている。しかし、当町の中小企業においてははまだ人手不足、売上げや事業者数の減少、経営層の高齢化等の課題が拭えずにいる。そこで、今こそ中小企業の振興を町の重要な課題と位置づけ、行政、企業、町民等の役割を明らかにし、町全体で中小企業の成長、発展につなげていくべきだと考えている。中小企業振興策について3点お伺いする。

1、中小企業振興策について基本方針や行政、企業等の責務等を明らかにすることが必要と考えるが、行政としてどのように考えているか。

2、中小企業から条例等の制定の要望はあるか。

3、条例をつくるかは別とし、中小企業振興を目的として協議会等、行政と企業と町民が意思を統一していく場を設けていく考えはないか。

○田村議長 答弁願います。

町長。

○水澤町長 沼尾議員のご質問にお答えします。

中小企業の成長に向けてであります。中小企業は本町経済の発展や雇用の維持、確保に極めて重要な役割を担っているところであり、現在本町では中小企業融資あっせん事業のほか、地場工業等振興補助金、新規創業等促進補助金、雇用促進事業補助金、店舗等リフォーム補助金など、各種振興策や各種事業にハマナス商店会が発行するハマナス商品券を贈呈するなど町内での購買意欲を促すための事業を実施しており、経済環境の変化や多様なニーズに対応した実効性のある施策に取り組んでいるところであります。

1点目の中小企業振興策の基本方針や行政、企業等の責務等を明らかにすることの行政としての考え方についてですが、中小企業振興策の基本方針については浦幌町第3期まちづくり計画に基づき各種施策を実施しているところであります。また、行政、企業等の責務については、中小企業基本法第6条及び第7条並びに小規模企業振興基本法第7条及び第8条にそれぞれ規定されており、責務等は明らかであると認識しているところであります。

2点目の中小企業からの条例等の制定の要望についてですが、一昨年度の商工会役員との懇談会や北海道商工会連合会並びに浦幌町商工会からの要望書は頂いておりますが、中小企業からの要望はございません。なお、条例を制定している他市町村の事例を調査した結果、制定された条例の多くが中小企業、小規模企業の振興における基本理念や市町村、企業者、商工会それぞれの役割などを規定するものであり、具体的な振興策は総合計画や他の事業計画に基づき実施している状況であったため、本町におきましては条例の制定はせず、まちづくり計画に具体的な振興策を掲げ、中小企業の振興を図っているところであります。

3点目の中小企業振興を目的として協議会等、行政と企業と町民が意思統一していく場を設けていく考えについてですが、現在町としては町民アンケートや町民ワークショップ、地区座談会等により町民の要望は把握しており、またこれまで商工会役員との懇談会を実施し、中小企業の現状や課題について議論を重ねております。中小企業振興の在り方については、業界を超えた自主的で建設的な意見交換の場は必要との認識ではありますが、行政が新たな中小企業振興を目的とした協議会等を設置するのではなく、民間主体で業界相互の意見交換の場を構築していただき、町としてはそれに積極的に関わっていきたく考えております。

以上、沼尾議員の答弁といたします。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 今ご答弁を頂きましたが、私が今回この一般質問をさせていただいたのは、中小企業の方々、商工会の方々からこういう基本方針というものを条例に定めていただきたいというご要望があったということと、条例をつくる、つukらないは別として、やはり町民、そして行政、そして各中小企業の方々、全体となってこの町をどうやって振興させていくのか、よくしていくのかということをしつかりと協議する場が欲しいということをご要望として上げていただいたために今回一般質問をさせていただいているわけですが、先ほどの答弁の中に中小企業振興策の基本方針については浦幌町第3期まちづくり計画に基づき各種施策を実施しているということを下に条例はつくる考えはないというようなご答弁を頂きましたけれども、私としてはまちづくり計画に書かれておりまして併せて条例をつくってもいいのではないかとこのように考えておりますけれども、まちづくり計画と併せて条例をつukらない理由というのをお聞きします。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

ただいまのまちづくり基本条例をつukらないのはなぜかということでございますけれども、お答えのとおりでございますけれども、中小企業基本法、その中におきましては地方公共団体は基本理念にのっとり、中小企業に関し区域の自然的、経済的、社会的、諸条件に応じた施策を策定し、実施する責務を有すると規定されております。また、中小企業の

方々には努力を、またその他、小規模企業基本法の中におきましては町民の皆様には協力をとというようなことが規定されてございます。まず、方針としましてはその大本の基本を町としては踏んでいると。そういった観点から、役割であったり、方針であったり、そういったものは十分に私たちも認識をしているところでありますので、改めて新たな基本条例を、理念条例を策定する今時点における必要性というものはなくて、もっと現実的な実効的な施策としてはただいま議員がおっしゃられたような体制、組織、そういったものをつくりながら、まちづくり計画、そういったものの施策の中に今現在反映をさせていっているというふうに認識をしているところでございます。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 今のご答弁の中で1点私が疑問に思っているのは、町民参加条例という条例が浦幌町にはございます。第3期まちづくり計画の中に第6章、みんなでつくる参画と協働の町ということで、まちづくり計画にそういうような内容がございます。これは、ほぼ同様の内容と私は認識をしております、このまちづくり計画の中の町民参画とこの町民参加条例、類似しているものがここに現在ある中で、商工の部分に関しては必要ないという、こういう論理はよく分からないのですけれども。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 基本条例、理念条例でございまして、必要がないというふうに私どもはお話をしているわけではなく、この条例がなくとも町民の皆様とこういった中小企業の振興、それらに対してはお互いに議論を重ねながら、振興のためにもう既に活動と申しますか、対策をお互いにやっていきたいと、そういった姿勢で取り組んでいるというふうにご理解をいただければと思います。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 今のご答弁の中にもあったように、中小企業振興策というのが非常に重要だというふうにご認識されているのは分かるのですけれども、私も町民の方々のご意見、商工会の方々のご意見を聞いて、この総合振興計画に書いてあっても、先ほど伊藤議員の話もあったように、担保にならないということもご意見としてはあって、やはり条例で定めていただきたいというご意見があります。条例と総合振興計画、これ違いというのはどのような違いだにご認識されているのでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

条例と振興計画の違いとか、どこの違いがという部分になりますけれども、まちづくり計画は今後10年のまちづくりの指針を示した、先ほどの質疑のように、町の最上位の計画ということでございます。条例というのは権利ですとか義務を課すようなものについては条例定められなければならないというふうに地方自治法の法令に基づくものもあります

し、例えばほかの町でつくっているような自治基本条例みたいな理念条例というものがありますし、そういう法的なもの、法的に位置づけているという部分のもので、計画等の整合性といいますか、法的には全く別なものというふうにご理解いただきたいというふうに思います。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 今ご答弁の中にもあったように、やはり総合振興計画10年というところもありますし、条例というのは当然議会にかかるまでは変わらずずっと運用されてくるものということもありますから、そういうふうに考えれば、町民の方々が条例で定めてほしいという意見は非常に分かるのではないかなというふうに思っておりますけれども、町民の方々がそういうふうにご要望を上げている、条例で定めていただきたいと言っている理由というのは分かっていたでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 この中小、小規模企業基本条例、こちらの条例、その内容についてのお話になっていこうかと思っておりますけれども、その中には目的、定義、理念、あと施策ですか、そういったものが、そういうものによって構成された。あとは、自治体の責務であったり、事業者の役割、あと町民であったり、中小企業者、商工会等の役割、そういったもので構成されていると。そういった条例は、確かに否定をするものではありません。ですけれども、本町においては、繰り返しになってしまっただけで申し訳ないのですけれども、今の時点においてはこの条例によらずともそういった方策、意思としては同じ理念にのっとり施策を展開している。その姿勢を持って、今現時点においてはこの条例を策定するという判断には至っていないというふうな事柄でございます。

以上です。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 先ほどの伊藤議員の一般質問の中でも同じような話にはなっておりましたが、まちづくり計画、今町長、見識ある町長ですから、いいのですけれども、町長が替わったときにそれ継続できるというような担保がないと思うのです、今の現状だと。その点を考慮すると、やはり条例でしっかりと定めていただきたいというふうに考えているのですけれども、町長がもし替わったときの担保というのはできますか。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 今担保というお話でございますけれども、仮にこの振興基本条例、こちらの条例を制定をしたとしても、責務の中で行政としてはそういった財政措置を講じるとか、そういった表現になろうかと思っております。その部分と今の体制にとっての様々な施策、それが同様に展開されていくか、そういうところに至っての担保というところの意味においては、条例をつくったからといってそれが担保されている、逆に言うとそういうふう

も私個人的にはちょっと解釈は難しいのかなと。ただ、そういった中小企業の振興、そういったものに対する姿勢というものは、ただ体制が変わったとしても町の在り方、方向性というものはやはり大きな存在でございますので、そういったものへの体制が急激に覆ると、そういったものはないと考えています。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 先ほどから小規模企業振興基本法ということで、元の法律があるのでというようなお話もございますけれども、この小規模企業振興基本法という法律の中の第7条に地方公共団体の責務ということが書かれておりますけれども、その第2項に地方公共団体は小規模企業が地域経済の活性化並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する事業活動を通じ、自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献していることについて地域住民の理解を深めるよう努めなければならないと。簡単に言えば、地方公共団体、浦幌町において小規模企業の方々が地域経済に貢献しているというような内容を地域住民の理解を深めるように地方公共団体は努めるようにしなければいけないということで、地方公共団体の責務というふうに書かれておりますけれども、この地域住民の理解を深めるよう努めなければいけないという文面に対して、浦幌町としてはどのようなことを行っているかお聞きします。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 地域振興事業の振興を深める、そういったものに対しましては、町民のご意見、そういったものは今実質的には中小企業者と申しまして大きくは商工会様になるかと思えます。商工会様事務局との懇談会、または懇談の場面によらない様々な打合せ、そういった中で協議を重ねさせていただいております、そういった中でご意見を伺うとともに、そういった施策についてのご説明であったり、そういったディスカッションしながら、振興政策についての振興を図っているというふうに認識をしているところです。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 今ご答弁の中で協議しながらというようなご答弁、中にもありましたし、先ほど町長のご答弁の中でも商工会役員との懇談会等というところで含まれておりましたけれども、商工会の懇談会というのは大体年どれぐらい開設されているものでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 商工会との懇談につきましては、毎年おおむね11月頃になるのですが、年に1回開催をさせていただいております。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 年1回というのを増やしていくお考えはありますか。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 懇談会の在り方としましては、相手方もあることでございます。そういった中で、こちらとしては回数を増やす、増やさないというのを今この場で申し上げることはできませんけれども、そういったご要望があるのであれば、ご相談もさせていただければというふうに考えています。

以上です。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 今ご要望があればということで前向きなご答弁を頂きましたけれども、この3点目の質問の中になりますけれども、中小企業の振興を目的とした協議会等をつくってはどうかというようなご質問ですけれども、先ほど答弁いただいた中では商工会等、中小企業が率先してつくっていただければ、そのような場には積極的に関わっていきたいというようなご答弁を頂きましたけれども、過去の一般質問等々拝見しても中小企業の方々が率先してやるのか、行政が率先してそういう場をつくっていくのかというような内容の話があって、やはり今まで行政としては恐らく中小企業の方々が旗を振って、そのような場をつくっていただきたいというような話でしたが、行政としてそういう場をつくらぬ理由というのは何かあるのでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 社会経済におきましては、様々な役割があるというふうに考えてございます。行政は行政の役割を、中小企業者は産業全般、中小企業全般の役割を、そういった観点から、まさに中小企業振興というものは産業団体が主となって、自ら汗をかいて、提言を重ねて、そういったものを我々行政がしっかりと意見を持ちながら、一緒に打合せをしながらもなりますけれども、そういった意見を反映しながら施策を展開していくと。展開していくというところは、大きな行政の役割であろうと思っております。その主たる出発点となる産業からの振興、そういった提言にありましては、それはやっぱり民間企業者の方々の大きな声、そういったものはより力になろうと、そういった意味を込めて、そういった意味を持ちまして、ぜひとも民間事業者の方々がこういった体制を構築していただいて、その中には当然我々も関わってまいりたいというふうに考えています。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 先ほど条例の話が出ておりましたけれども、そのような条例、ご要望で、毎年要望書を出てきているということもございますし、私もそういうものを要望するというような声も直接頂くものですから、その要望に対する、理念条例つくっていただきたいという要望に対するご回答というのを直接いわゆる中小企業の方々に説明するような場があったら、そういう説明する場に行って説明されるということはできますでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 要望書等も頂いております。それに対してのそういった内容、そういった

た意思疎通を図る、そういった意味でもこちらの考えもご理解をいただく、そういった場面においてもそういったお話が頂けるならば、私どもとしても足を運んでご説明申し上げる、そういうことは十分可能であろうというふうに考えます。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 最後になりますけれども、私の考えとしてはまちづくり計画に確かに記載はございます。しかし、先ほど伊藤議員の一般質問にもありましたように、それが最上位計画と行政のほうで言われておりますけれども、私としても、町民の方々としてもやはり条例に記載をしていただきたいた。そして、このまちづくり計画というものが最上位計画であるというものが何もないものですから、やはり基本理念や基本方針というものを条例に記載していただきたいたという思いは、私は町民の思いは非常に分かる、非常に理解できるというふうに思っておりますので、この基本となる方針並びに理念等々条例として制定していただけるのであれば制定していただきたいた。

そして、もう一つが、条例は置いておいて、しっかりと中小企業の振興のために町民及び行政、そして中小企業の方々、商工会の方々を含めて協議するような協議会というような場をつくっていくことが浦幌町として非常に重要であると私は考えております。やはりうらほろスタイルで行っているような新しい産業をつくっていくというのも非常に重要ですが、今までこの浦幌町を築き上げてくださった方々が行っている、今ずっと続けるこの商売、中小企業の会社の方々のことも考えて、しっかりとこういうような条例、もしくは協議会等々の場をつくっていくということが非常に重要だと思っておりますけれども、最後町長からご答弁を頂きたいと思っております。

○田村議長 答弁願います。

町長。

○水澤町長 沼尾議員言われる条例でありますけれども、条例自体をつくるのは、職員は行政のプロですから、非常に簡単です。ただ、条例をつくれればよしとするものでは決してない。問題は、具体的な施策をどう実行していくか、これが一番重要な部分だろうというふうに私は思っています。また、理念条例をつくることは、それをつくったからよしとするものでは決してないというふうに思っているところであります。また、中小企業の振興についてはご質問頂きました。私も各業界を超えた協議会とか、そういうものをつくる、組織をつくるということについては、必要だという認識でいるところであります。ただ、問題は行政がつくるということがそもそも問題なのでありまして、今までいろんな組織を行政もつくっていますけれども、組織をつくるのが主体になってしまっている、目的になってしまっている嫌いは少なからずあるということが問題だろうと思っております。今まさに中小企業振興を図るためには、自らが努力をし、問題を解決する意欲を持つ、これが大切でありますから、これは行政がつくるのではなくて、民間自らが、各業界がそれぞれ知恵を出し、そして努力をしながら集まって、そして自分たちの課題と解決策を自らが出して、それでしっかりと協議し合う、そういう場が必要だろうというふうに思っています。そのた

めには、どうしても行政主導であってはなかなか今までと同じように硬直的な組織になってしまうということが一番問題だろうと思っています。そういう意味での今回の答弁とさせてもらいましたけれども、民間の、今少なくとも行政は殿様商売とまで言われているわけでありますから、損益に関して行政はそこまではなかなか頭が回らないというのが一番問題のところでありまして、民間団体が自分たちの組織をしっかり分かっているわけでありますから、組織を自分たちでつくっていく、これが一番必要なものでありまして、つくる努力、これがやっぱり自分たちの活力を生む原動力になるのだらうというふうに思っています。そういう意味では、まさにつくるのは簡単だけれども、その組織をしっかり動かして、実効のある組織にするためには行政ではなくて、民間主導でつくっていく、これが私は大事だろうというふうに感じているところであります。ぜひその辺はこれからも、中小企業の皆様にお話をしていますし、また商工会の役員の方々ともしっかり話をこれまで進めて、その話は幾度となく私からさせていただいているところであります。単なる条例をつくるのではなく、しっかりした施策、それを中小企業から出された施策については、行政としてはしっかりそれに対応していく、これが一番必要だろうというふうに思っています。そういう面では、各業界を超えた組織をつくって、それぞれ問題を出し合い、解決策をそれぞれ模索していく、こういう団体をつくっていただければ大変行政としても取り組みやすいなというふうに思いますし、行政の力の及ぶ限りそこを支援してまいりたいというふうに思っているところであります。

○沼尾議員 終わります。

○田村議長 これで沼尾昌也議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

お諮りをいたします。ここで暫時休憩したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩をいたします。

午後 2時07分 休憩

午後 2時25分 再開

○田村議長 休憩を解き会議を開きます。

休憩前に引き続き審議を続けたいと思います。

お諮りをいたします。これより令和2年度浦幌町一般会計及び各特別会計予算の審議に入りますが、議案第20号から第28号までの9議案は会議規則第55条の規定を適用しないで審議をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、議案第20号から第28号までの9議案は会議規則第55条の規定を適用しないで審議することに決定をいたしました。

◎日程第4 議案第20号

○田村議長 日程第4、議案第20号 令和2年度浦幌町一般会計予算を議題といたします。

お諮りをいたします。本議案の審議は、審議の都合上、提案理由の説明、予算説明書附票の説明、予算書第3表、地方債までの説明の後に質疑は歳入歳出予算事項別明細書の各款ごとに先に歳出から行い、地方債までの質疑はその後の歳入の質疑と併せて行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、本議案の審議は提案理由ほか説明の後、質疑は各款ごとに先に歳出から行い、地方債までの質疑はその後の歳入の質疑と併せて行うことに決定をいたしました。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○水澤町長 令和2年度予算をご審議いただくに当たり、概要をまず説明させていただきたいと思います。

令和2年度政府予算案が12月20日、閣議決定をし、衆議院を通過したところであります。一般会計総額は102兆6,580億円でありまして、当初予算としては2年連続で100兆円を超えて、8年連続で過去最高となったところであります。幼児教育、保育の無償化、高等教育の無償化が6,760億円、オリンピック、パラリンピック後を見据えた経済対策を盛り込むと同時に、地方創生のための交付金、約1,000億円を計上し、企業版ふるさと納税などの自主財源を用いた事業を優先的に選択し、地方の稼げる力を高めるというふうに安倍首相は言っています。一方で、臨時財政対策債を1,000億円縮減し、地方交付税交付金は16兆6,000億円、4,000億円を増額して地方再生事業費を創設をいたしました。

浦幌町の令和2年度予算は、一般会計総額75億7,900万円とし、前年度の骨格予算後の補正比較では対10.4%の増額としました。ハード事業では、新規事業として認定こども園新築事業、吉野公民館改修工事、養護老人ホーム暖房給湯ボイラー取替え工事などがあり、継続事業の相川川西線道路整備事業も計上しているところであります。ソフト事業には、新規に地方創生業務委託料、特定空き家等解体補助金、木育活動及び森林林業環境整備事業などを計上しています。8特別会計を含めた総額では101億3,357万3,000円となり、補正後の比較では対前年比6.2%の増額となりました。

令和2年度は、第3期まちづくり計画の最終年となっておりますだけに町民が安心して安全な暮らしを確保できるよう重点プロジェクトを推進し、限られた財源の中で財政調整基金を3億9,300万円繰り入れ、必要最小限の経費で財政の健全化に努めつつ予算編成を行いました。

それぞれの詳細につきましては副町長、担当課長から説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、以上で令和2年度予算の提案に当たっての概算の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○田村議長 次に、令和2年度予算説明書附表の説明を求めます。

副町長。

○山本副町長 それでは、令和2年度予算説明書附表を説明させていただきます。

お手元の予算説明書附表の1ページを御覧願います。最初に、ページ左側の各会計予算比較表でございますが、上の表は令和2年度と令和元年度の当初予算を比較したものでございます。また、下の表は、令和元年度が骨格予算であったため、6月補正後の予算と比較したものでございます。上の表では、令和2年度予算額、一般会計で75億7,900万円、町有林野特別会計など8特別会計を含む総計で101億3,357万3,000円となります。比較増減がありますが、一般会計につきましては111億9,200万円、18.7%の増となっております。一般会計、特別会計の総計では11億3,346万4,000円、12.6%の増となっております。

下の表の6月補正後の比較増減ですが、一般会計につきましては7億1,091万2,000円、10.4%の増となっております。一般会計、特別会計の総計では5億8,724万6,000円、6.2%の増となっております。

次に、右側の歳入歳出予算の総計表及び純計表についてご説明いたします。総計の行を御覧願います。一般会計と特別会計の総計が歳入、歳出ともに101億3,357万3,000円、このうち他会計からの繰入金、繰出金が6億4,500万9,000円でございます。総計から重複計を引いた純計は94億8,856万4,000円で、前年度と比較しますと11億6,552万4,000円の増となっております。

次の2ページの一般会計歳入歳出総括表につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、一般会計の歳入及び歳出に係る款別比較表についての説明ですが、歳入歳出に係る各科目の内容につきましては、後ほど課ごとに説明員から各会計歳入歳出予算書の説明で前年度と比較して大きな増減や新規事業につきまして説明させていただきます。

次に、3ページを御覧願います。一般会計歳入款別比較表についてご説明いたします。1款町税3,819万8,000円の増につきましては、個人町民税及び固定資産税の増が主たる要因でございます。2款地方譲与税5,200万円の増につきましては、昨年第2回町議会定例会で森林環境譲与税を新規に2,500万円追加しておりますが、令和2年度は当初予算から5,300万円を計上することによる増が主たる要因でございます。7款自動車取得税交付金は、令和元年10月1日から自動車取得税の廃止に伴い廃止になっておりまして、代わりに環境性能割が導入され、自動車税に係る環境性能割交付金が創設されたところでございます。9款地方交付税1,000万円の増につきましては、普通交付税及び特別交付税の前年度実績に基づくものでございます。11款分担金及び負担金572万円の増につきましては、上から1行目の合流地区担い手育成型畑総整備事業受益者分担金が321万円及び下から1行

目の認可保育所保育料が797万9,000円減となっておりますが、上から2行目の栄穂地区担い手育成型畑総整備事業受益者分担金615万円、3行目の恩根内地区担い手育成型畑総整備事業受益者分担金471万円及び4ページになりますけれども、4ページの上から3行目の老人福祉施設入所者費用徴収金555万6,000円の増が主な要因でございます。

引き続き4ページを御覧願います。13款国庫支出金1億5,493万1,000円の減につきましては、下から2行目の地方創生推進交付金3,515万7,000円の増と下から1行目の社会資本整備総合交付金1億9,508万2,000円の減が主な要因であります。14款道支出金は、4ページから5ページにかけて記載しておりますが、852万1,000円の増につきましては、4ページ、上から7行目の環境保全型農業直接支援対策事業補助金513万6,000円、下から1行目の農業競争力強化基盤整備事業補助金(栄穂地区)583万円、5ページ、上から2行目の多面的機能支払事業補助金831万8,000円及び今年度は5年に1度の国勢調査が実施されますので、国勢調査委託金391万円の増と5ページの知事道議選挙費委託金464万2,000円、参議院議員選挙費委託金836万7,000円の減が主な要因でございます。16款寄附金3,000万円の増につきましては、企業版ふるさと寄附金の増が主な要因でございます。17款繰入金9,411万2,000円の増につきましては、財政調整基金繰入金3,000万円、公共施設整備基金繰入金2,725万円、森林環境譲与税基金繰入金4,291万6,000円の増が主な要因でございます。

6ページに移ります。20款町債11億2,920万円の増につきましては、過疎対策事業債12億3,210万円の増と公営住宅建設事業債1億2,770万円の減が主な要因でございます。

次に、7ページからの一般会計歳出款別比較表についてご説明いたします。1款議会費については、議員共済会納付費負担金が184万2,000円の増となるものでございます。2款総務費については、下から8行目の森林環境譲与税基金積立金5,300万円は、昨年制定いたしました浦幌町森林環境譲与税基金条例に基づき積立てするものでございます。また、下から2行目及び3行目は、会計年度任用職員制度の導入に伴い、地域おこし協力隊の報償費を報酬及び期末手当に組替えするものでございます。8ページを御覧願います。上から5行目の地方創生業務委託料については、地方創生推進交付金と企業版ふるさと寄附金を財源として副業ボランティアを活用した十勝うらほろ地域創生事業を実施するものでございます。

3款民生費については、上から10行目の認定こども園新築事業費12億4,525万7,000円のほか、下から1行目及び2行目の老人ホーム冷房設備増設工事440万円及び暖房給湯ボイラー取替え工事3,950万円を計上しております。

4款衛生費については、1行目の消火栓移設工事負担金1,100万円は、町道東山通道路整備事業に伴うものでございます。また、9ページになりますが、新規事業として1行目の特定空き家等解体補助金150万円を計上しているところでございます。

6款農林水産業費については、上から3行目の農業団地センター地下タンク改修工事280万円、1行空きまして、模範牧場草地更新委託料300万円を新たに計上しているほか、多面的機能支払交付金、担い手育成型畑地帯総合整備事業工事負担金として合流地区、栄穂

地区、恩根内地区の継続事業を計上しております。また、森林環境譲与税基金を財源とする事業としては、中段になりますけれども、木材利用普及啓発委託料、機械借り上げ料、木育活動及び森林林業普及啓発環境整備工事、木材利用普及啓発原材料費、森林管理作業道等整備事業補助金、森林労働安全環境整備事業補助金、川流布小笠原線改修工事及び森林公園内遊歩道補修工事を計上しているところでございます。水産業では、下から3行目の十勝太共同作業所利用施設冷蔵施設改修工事335万円。10ページを御覧願います。一番上の行になりますけれども、ヒトゲ駆除対策として緊急漁場保全活動支援事業補助金200万円及び大津漁業協同組合厚内支所燃油施設改修対策事業補助金107万1,000円を計上しております。

7款商工費の新規創業等促進補助金は、補助メニューの追加に伴いまして前年度に比べ700万円の増となっております。

8款土木費については、上から3行目、相川川西線道路整備事業2億5,800万円、北栄2条通道路整備事業5,625万円、東山通道路整備事業6,330万円及び橋梁長寿命化修繕事業5,700万円については、国の交付金事業の社会資本整備交付金事業として実施するものでございます。このほか、住生活基本計画等策定委託料700万円は、浦幌町住生活基本計画及び浦幌町公営住宅等長寿命化計画の更新を行うものでございます。

11ページを御覧願います。9款消防費については、浦幌町消防団第3分団の小型動力ポンプ付積載車購入1,080万6,000円を計上しているほか、地域防災計画等策定支援、防災訓練等実施支援業務委託料570万8,000円、北海道総合行政情報ネットワーク衛星無線回線更新設備工事負担金346万5,000円を計上しているところでございます。

10款教育費については、上から4行目の浦幌小学校校長住宅新築工事2,300万円、9行目の吉野公民館トイレ改修工事980万円、一番下の行の給食センター外構工事2,980万円を計上しているところでございます。

次に、12ページから15ページまでの会計別、節別集計比較表につきましては、説明を省略させていただきますが、令和2年度からは7節賃金が廃止となっておりますので、報償費以降の節番号が繰上げになっております。

それでは、16ページ及び17ページを御覧願います。各会計予算性質別一覧表であります。16ページの上段の一般会計における増減のうち人件費、前年度比1億3,163万3,000円の増額となっております。このことにつきましては職員の給与及び勤勉手当支給率、共済組合納付金掛金率の改定のほか、人件費の横に物件費、維持補修費がありますけれども、前年度比1億5,540万円の減額となっておりますが、会計年度任用職員制度の導入に伴いまして物件費の賃金から人件費の報酬へ移行したことによることが主な要因でございます。そのほかにつきましては、説明を省略させていただきます。

次に、18ページ及び19ページをお開き願います。一般会計債務負担行為総括表であります。令和2年度予算額の合計は19ページの下段になりますが、1億5,742万1,000円、そのうち一般財源につきましては1億5,572万1,000円であります。右側の令和3年度以降

支出予定額は、合計が3億1,249万円で、うち一般財源につきましては3億860万円となっております。

次に、20ページをお開き願います。20ページから31ページまでの全会計主な事業費調べにつきましては、説明を省略させていただきますが、事業名の後段に米印のついているものは投資的経費で、普通建設事業費及び災害復旧事業費の対象事業となっております。また、事業名の後段に二重丸がついているものは、一般財源に引上げ分の地方消費税収を一部充当している社会保障経費になります。このほか、事業名が太文字で網かけになっているものは新規事業でございます。

続きまして、給与費明細書附票について説明いたします。給与費明細書附票につきましては、31ページの次に黄色の表紙がありまして、給与費明細書附票と表示しておりますので、そちらを御覧願います。表紙の次の1ページから90ページまで、一般会計から各特別会計までの全会計における給与費明細の内容となります。まず、1ページを御覧願います。一般会計の給与費明細書、特別職に係る内容で、そのほかの特別職の人数が前年度比13名の減となっております。本年度の計の右側に給与費と共済費の合計が載っておりますが、1億1,733万4,000円となっております。また、前年度比は合計の欄の一番下になりますけれども、4,972万8,000円の減、給与費の計で5,041万2,000円の減、共済費が68万4,000円の増という内容でございます。

次に、2ページを御覧願います。こちらは、一般会計における一般職についての内容でございます。職員数は会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、上段の括弧書きは短時間勤務職員で、会計年度任用職員のパートタイム職員の人数であります。下段は正職員と会計年度任用職員のフルタイム職員の人数の合計でございます。

次の3ページ以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で令和2年度予算説明書附表の説明を終わらせていただきます。

○田村議長 次に、第3表、地方債までの説明を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 予算書の1ページを御覧願います。議案第20号 令和2年度浦幌町一般会計予算。

令和2年度浦幌町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ75億7,900万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年3月2日提出、十勝郡浦幌町長。

2ページを御覧願います。2ページから6ページまでの第1表、歳入歳出予算につきましては、説明を省略させていただきます。

7ページを御覧願います。第2表、債務負担行為、事項、総合行政情報クラウドシステムハードウェア借上げ料(戸籍)、期間、令和2年度から令和6年度、限度額537万3,000円、事項、総合行政情報クラウドシステムハードウェア借上げ料(サーバー)、期間、令和2年度から令和6年度、限度額3,727万7,000円、事項、教育用コンピューター等借上げ料(小学校)、期間、令和2年度から令和7年度、限度額2,978万6,000円、事項、校務用コンピューター等借上げ料(小学校)、期間、令和2年度から令和7年度、限度額1,093万7,000円、事項、校務用コンピューター等借上げ料(中学校)、期間、令和2年度から令和7年度、限度額960万3,000円。

8ページを御覧願います。第3表、地方債、起債の目的、過疎対策事業、限度額15億4,690万円、内容につきましては、うらほろスタイル推進事業、限度額1,000万円、移住・交流・若者の定住促進対策事業、限度額500万円、高等学校等就学費補助事業、限度額200万円、紙おむつ購入費助成事業、限度額100万円、認定こども園新築事業、限度額12億4,500万円、介護事業運営補助事業、限度額4,570万円、医療費無料化事業、限度額900万円、消防車両購入事業、限度額990万円、雇用促進事業補助事業、限度額200万円、合流地区担い手育成型畑地帯総合整備事業、限度額2,430万円、道路建設補助事業、限度額1億3,840万円、橋梁長寿命化修繕事業、限度額800万円、住宅リフォーム補助事業、限度額300万円、教職員住宅整備事業、限度額2,960万円、学校給食費補助事業、限度額1,400万円、以上が過疎対策事業に係る内容でございます。次に、公共施設等適正管理推進事業、限度額2,610万円、内容につきましては老朽化対策事業でございます。緊急防災・減災対策事業、限度額1,440万円、内容につきましては消火栓移設事業、限度額1,100万円、北海道総合行政情報ネットワーク事業、限度額340万円でございます。臨時財政対策債、限度額1億2,000万円。限度額の計17億740万円でございます。起債の方法につきましては証書借入又は証券発行、利率は年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った

後においては、当該見直し後の利率)、償還の方法につきましては政府資金又は金融機関等の融通条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

以上で説明を終わらせていただきます。

○田村議長 次に、事務局長に審議資料の説明を行わせませう。

○小島議会事務局長 傍聴の方もいらっしゃいますので、事務局よりこれから予算審議に使用する予算書及び説明資料についてご説明をさせていただきます。

予算書はこちらの浦幌町各会計歳入歳出予算書と記載された冊子、また説明資料はこちらの黄色い表紙に予算説明書附表と記載された冊子になります。予算説明書附表には中に黄色の合紙で各会計予算説明資料と記載されたところがございますので、それ以降が令和2年度の各会計予算の説明資料となります。1ページから44ページまでが一般会計、45ページ以降が各特別会計の説明資料となりますので、ご確認ください。

以上で説明を終わります。

○田村議長 説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

審議は、各会計予算審査順序予定表に従って進めます。説明員の説明は説明要領に従って行い、また質疑及び答弁は簡潔かつ的確をお願いいたします。

それでは、1款1項1目議会費及び2款6項1目監査委員費の説明を求めます。

事務局長。

○小島議会事務局長 予算書29ページ、説明資料は15ページを御覧願います。1款1項1目議会費、本年度予算額8,679万9,000円、この科目につきましては議会の活動及び運営に係る経費でございます。増額の主な内容は、4節共済費、8節旅費でそれぞれ標準報酬月額改定と議員視察研修の実施によるものでございます。そのほか特に説明を加える事項はございません。

次に、予算書47ページをお開き願います。2款総務費、6項1目監査委員費、本年度予算額304万9,000円、この科目につきましては監査委員の監査に係る経費で、特に説明を加える事項はございません。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

次に、2款1項1目一般管理費から4項1目選挙管理委員会費までの説明を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 予算書30ページを御覧願います。あわせて、予算説明資料15ページを御覧願います。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額3億745万5,000円、この目につきましては総務所管事務に要する経費及び庁舎管理に要する経費でございます。1節報酬、12節委託料、13節使用料及び賃借料、17節備品購入費につきまして

は、予算説明資料に記載のとおりでございます。

続きまして、予算書32ページを御覧願います。あわせまして、説明資料は15ページから17ページを御覧願います。2目情報化推進管理費、本年度予算額1億5,177万8,000円、この目につきましては総合行政ネットワークシステム、総合行政情報システム、庁内ネットワークシステム等、各種電算システムの維持管理に要する経費であります。減額の主なものは、12節委託料でシステム導入支援委託料1,919万円、統合型GISサーバーの更新完了に伴う移行業務委託料704万9,000円、統合型GISの航空写真、電子地図の更新完了に伴う導入業務委託料1,100万円、庁内ネットワークシステムのサーバー更新完了に伴う庁内ネットワーククラウド導入委託料2,102万7,000円、ウィンドウズ10移行完了に伴う庁内イントラネットワーククラウドサービス環境設定業務委託料390万5,000円、13節使用料及び賃借料で庁内ネットワークシステムのサーバー更新完了に伴うソフトライセンス料2,733万1,000円の減額の内容です。12節委託料、13節使用料及び賃借料、17節備品購入費、18節負担金、補助及び交付金につきましては、予算説明資料に記載のとおりでございます。

予算書35ページを御覧願います。あわせまして、説明資料18ページを御覧願います。5目財産管理費、本年度予算額1,026万7,000円、この目につきましては町有財産の管理に要する経費であります。増額の主なものは、14節工事請負費で旧川流布小学校教員住宅除却に係る工事請負費320万円増額の内容でございます。12節委託料、14節工事請負費、16節公有財産購入費につきましては、予算説明資料に記載のとおりでございます。

6目財政調整等基金費、本年度予算額1億455万9,000円、この目につきましては基金の積立てに要する経費でございます。増額の主なものは、24節積立金で森林環境譲与税基金積立金5,300万円増額の内容でございます。

38ページ中段を御覧願います。あわせまして、予算説明資料19ページを御覧願います。9目公平委員会費、本年度予算額2万3,000円、この目につきましては公平委員3名による公平委員会開催に要する経費でございます。1節報酬につきましては、予算説明資料に記載のとおりでございます。

40ページを御覧願います。12目職員厚生費、本年度予算額954万5,000円、この目につきましては職員の福利厚生、職員研修等に要する経費でございます。1節報酬、12節委託料、18節負担金、補助及び交付金につきましては、予算説明資料に記載のとおりでございます。

13目諸費、本年度予算額4,249万7,000円、この目につきましては行政区の振興、コミュニティ施設の管理、コミュニティバスの運行、常室簡易郵便局の維持管理並びに各種団体の活動促進に要する経費でございます。減額の主なものは、18節負担金、補助及び交付金で本別浦幌生活維持路線バス運行補助負担金103万3,000円の減額の内容でございます。1節報酬、7節報償費、10節需用費、12節委託料、17節備品購入費、18節負担金、補助及び交付金につきましては、予算説明資料に記載のとおりでございます。

予算書43ページを御覧願います。開町120年記念事業費は、廃目整理でございます。

続きまして、予算書45ページ下段を御覧願います。あわせまして、予算説明資料21ペー

ジを御覧願います。4項選挙費、1目選挙管理委員会費、本年度予算額1,070万3,000円、この目につきましては選挙管理委員4名及び選挙管理委員会事務局に要する経費でございます。1節報酬につきましては、予算説明資料に記載のとおりでございます。

予算書46ページを御覧願います。知事道議選挙費、町長町議選挙費及び参議院議員選挙費につきましては、廃目整理でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

次に、9款1項1日常備消防費から14款1項1目予備費までの説明を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 予算書86ページ下段を御覧願います。あわせまして、予算説明資料36ページを御覧願います。9款1項消防費、1日常備消防費、本年度予算額1億8,805万2,000円、この目につきましては浦幌消防署の管理運営、浦幌消防署職員の給与等に係るとかち広域消防事務組合への負担金及び消防署職員待機宿舎の維持管理に要する経費でございます。増額の主なものは、18節負担金、補助及び交付金でとかち広域消防事務組合負担金本部共通費367万1,000円、前年度繰越金減額に伴いますとかち広域消防事務組合浦幌消防署費負担金523万4,000円、とかち広域消防事務組合職員給与費負担金1,081万9,000円増額の内容でございます。減額の主なものは、賃金で204万7,000円の減額の内容でございます。参考といたしまして、浦幌消防署費に係る12節委託料、13節使用料及び賃借料、17節備品購入費につきましては予算説明資料に記載のとおりでございます。なお、予算書の110ページの次のページ以降に参考としてとかち広域消防事務組合予算、浦幌町分を記載しておりますので、後ほど御覧願います。

予算書87ページを御覧願います。2目非常備消防費、本年度予算額4,030万6,000円、この目につきましては浦幌町消防団の運営等に要する経費でございます。増額の主なものは、17節備品購入費で浦幌町消防団第3分断小型動力ポンプ付積載車購入費用1,080万6,000円増額の内容でございます。1節報酬、17節備品購入費、18節負担金、補助及び交付金につきましては、予算説明資料に記載のとおりでございます。

予算書88ページ下段を御覧願います。3目災害対策費、本年度予算額2,005万2,000円、この目につきましては防災、災害対策、国民保護に要する経費でございます。増額の主なものは、12節委託料で防災訓練等支援業務及び災害ハザードマップ改定業務などを含んだ地域防災計画策定支援・防災訓練等実施支援業務委託料570万8,000円、18節負担金、補助及び交付金で北海道総合行政情報ネットワーク衛星無線回線更新整備工事負担金346万5,000円増額の内容でございます。1節報酬、11節需用費、12節委託料、13節使用料及び賃借料、14節工事請負費、17節備品購入費、18節負担金、補助及び交付金につきましては、予算説明資料に記載のとおりでございます。

予算書109ページを御覧願います。あわせて、説明資料42ページを御覧願います。11款災害復旧費、3項その他公共施設等災害復旧費、1目その他公共施設等災害応急費、本年度予算額225万円、この目につきましてはその他公共施設における災害時の応急対応に要する経費でございます。10節需用費、11節役務費、13節使用料及び賃借料につきましては、予算説明資料に記載のとおりでございます。

12款1項公債費、1目元金、本年度予算額7億1,204万3,000円、この目につきましては長期債に係る償還元金に要する経費でございます。

2目利子、本年度予算額4,376万1,000円、この目につきましては長期債に係る償還利子及び一時借入金利子に要する経費でございます。

13款諸支出金、1項1目過年度支出金、本年度予算額2万円、この目につきましては過年度分の支出に要する経費でございます。

予算書110ページを御覧願います。14款1項1目予備費、本年度予算額100万円、この目につきましては予備の支出に備える経費でございます。

次のページからは、参考のとかち広域消防事務組合予算、浦幌町分になりますので、後ほど御覧おき願います。

参考予算の4ページの次の附表と書かれた黄色の表紙の次のページを御覧願います。債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。1ページから3ページまで記載しておりますので、後ほど御覧おき願います。

次に、4ページを御覧願います。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高見込みに関する調書でございます。下段に記載の合計金額のみご説明いたします。前々年度末現在高82億556万2,000円、前年度末現在高見込額82億7,895万7,000円、当該年度中の増減見込み、当該年度中起債見込額17億740万円、当該年度中元金償還見込額7億1,204万3,000円、当該年度末現在高見込額92億7,431万4,000円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

10番、森議員。

○森議員 昨年の第3回定例会だったと思うのですがけれども、この防災の関係なのですけれども、情報伝達手段の構想基本策定調査業務を委託するというようなお話を頂きましたけれども、その後どのような経過が生じているのでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 ただいまの関係でございますが、本年度防災情報伝達手段の基本構想策定調査業務について、令和元年6月26日に業者と委託契約を締結いたしまして、作業を進めてまいりました。内容としましては、前回もお話ししましたが、本町においてどのよ

うな災害リスクや課題があるか、情報伝達的手段にはどのようなものがあるか、またその情報伝達手段のそれぞれのメリット、デメリットなどについて情報収集、整理を行うとともに職員によるワーキンググループにおける検討などを行ってまいりました。町長の執行方針でも述べておりますが、この基本構想がまとまりましたので、より具体的な整備計画について調査研究することとしておりまして、ただし整備をするとなると多額の費用なども見込まれることから、そのため今後策定を行います第4期まちづくり計画の中で検討を進める予定としておりますので、よろしくお願いをいたします。

○田村議長 10番、森議員。

○森議員 このことで内容を各区長さん方にもアンケートの調査を実施するというようなお話もこれ話されていましたが、そのアンケートの中で何かどんな話が出たのかちょっと教えていただきたいなと思います。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 これ進める上で各行政区の区長さん宛てにアンケート調査を行いまして、回答いただいております。その中ででは、やはり前々から言われているとおり、外にあるサイレン等だけでは聞こえないですとか、特に雨の場合は家の中にいると外のサイレンだけでは聞こえないですとか、なので戸別受信機が必要ではないかとか、そういった意見等は頂いておりますし、またそれぞれの中で細かいことで分からない部分があるものにつきましては具体的に聞き取りというか、お伺いして、お話なども伺ってまいりましたが、いずれにしても内容といたしましては今言ったようなで内容のことが多くて、やはり今現状のままではちょっと伝達手段としてはどうなのかという意見はございました。ただ、町のほうとしましても、今エリアメールですとか緊急速報メールというものを町のほうから流すこともできることになっておりますが、実際に訓練として流したことがございません。ですから、そういったものを一度例えば訓練でやってみて、その上でやはりそれでも情報の伝達ができない方がどれぐらいいるかとか、そういったことも調べながら、何かなるべく効果の高くて経費のかからないようなものを構築できればなというふうには考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○田村議長 10番、森議員。

○森議員 詳細的に分かります。この基本構想をまとめていく上で、これどうなのですか。来年度中にこれまとまって、何か方向性というのは出てくるのですか。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 基本構想自体は2月末までの工期でございましたので、一応まとまったものがございます。今後それを活用した上で先ほど言ったような内容について調査研究をして進めてまいりますが、これがいつ、来年度中にできるかという部分あっても実際に整備をするのに、先ほど申し上げたとおり、もし整備するとなるとやはりどうしても多額

の費用がかかるようなことになってきますので、その辺も含めていつからできるか、そういった部分も含めて検討したいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○田村議長 10番、森議員。

○森議員 災害に関する情報伝達ということで、多分このことにつきましてはたくさんの方の経費もかかっていくのかなというふうに思います。もしこれ計画を立てるのでしたら、第4期まちづくり計画を立てていく上で地域的に、これ一遍にできなければ年次を組んでやっていくというような考えもあるのではないかと思いますので、その辺の考えをちょっと聞かせていただきたいなと思います。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 ただいまの件についても、そういった考え方もあると思います。それが本町の財源的な部分ですとか、経費的な部分も含めてそちらが果たして有利なのか、それとも一度に全部やってしまうほうが有利なのかと、そういったこともまだこれから検討する場面がございますので、そういった内容についても含めて検討はしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○田村議長 8番、河内議員。

○河内議員 88から89ページ、災害対策費の委託料ということで、その項目の中で、資料の中に災害ハザードマップ改定業務委託料ということで載っております。資料は36ページということでございますが、それについては道河川のハザードマップについて明らかになることでハザードマップへの対応したいということでの答えを聞いているわけですが、それでよろしいですか。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 ハザードマップにつきましては、現在ハザードマップ、それぞれの住民の皆さんに配っているものは津波のデータが平成24年6月の公表データになっておまして、国の管理河川が平成17年のもの、それから道の管理河川が平成22年3月のものとなっております。これらについて、国につきましては南浦幌のほうで新しくできたので、1枚物のハザードマップにつきましては一度作成をして、お配りをしておましますが、住民全員には配っておりませんので、新しくつくるものにつきましては、津波につきましては同じデータでございますが、国の管理河川につきましては平成29年3月に新たなものが公表されておりますので、そのデータになります。また、道の管理河川、浦幌川の市街地部分でございますが、これにつきましては昨年8月に公表されておりますので、そのデータを掲載する予定としております。また、それ以外に土砂災害の警戒区域につきましても平成31年3月に新たな指定等もされてございますので、そういったものも含めた上で作成すると。それとあとは、今までと同じでございますが、災害発生時に取るべき行動ですとか、

非常持ち出しチェックリストですとか、そういった学習面というか、そういったものも掲載した中で改定をしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○田村議長 8番、河内議員。

○河内議員 ここに防災ハザードマップということであるわけですが、このようなものを改定版として出すということでもいいのですか。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 正式にはまだこれから決定いたしますが、基本的には今お持ちになっているもの、その最新版のものをつくり替えるという認識でございます。

以上です。

○田村議長 8番、河内議員。

○河内議員 自主防災組織については、防災委員の設置ということで12行政区に広まっているということでの説明を受けた経緯がございますけれども、この12行政区について、どこの行政区がそういったことでの設置が行われているかについてお聞きしたいと思います。

○田村議長 答弁願います。

河合課長補佐。

○河合総務課長補佐 ただいまのご質問ですけれども、防災委員並びに自主防災組織につきましては12行政区でございます。まず、1点目、自主防災組織につきましては、美園行政区と十勝太行政区、防災委員設置されている行政区につきましては活平、稲穂、吉野1区、厚内4区、本町、幸町、住吉町2区、南町1区、宝町区、北栄1区の10行政区になります。

以上でございます。

○田村議長 8番、河内議員。

○河内議員 大変申し訳ありません。ちょっと説明が早いので、メモし切れない。もうちょっとゆっくりお願いしたいと思います。

○田村議長 河合課長補佐。

○河合総務課長補佐 申し訳ございません。自主防災組織につきましては、2行政区ございます。まず初めに、美園行政区、十勝太行政区でございます。

次に、防災委員の設置されている行政区につきましては10行政区ございまして、活平行政区、稲穂行政区、吉野1区行政区、厚内4区行政区、本町行政区、幸町行政区、住吉町2区行政区、南町1区行政区、宝町行政区、北栄1区行政区の10行政区でございます。

以上でございます。

○田村議長 8番、河内議員。

○河内議員 ありがとうございます。これだけ行政区のご協力をいただいているということは、大変浦幌住民の意識も変わってきたのかなということで感謝申し上げているわけ

ですけれども、また行政職員もこれについて随分努力をされたのかなということで今聞いているわけですが、問題は今後どういった活動につなげていくかということが最も大事でないかなと思うわけですが。そういうことで、令和2年度に向けたこういった防災委員への取組といたしますか、そういったことの考え方についてちょっとお聞きしたいと思いますが。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 ただいまの関係でございますが、言われるとおり、防災委員を設置したけれども、その後が大事だということは私どもも認識しております。昨年の行政区長会議においてもお話ししましたが、各行政区において自主防災組織と防災委員等設けていないところにつきましては今後も設けてくださいというお願いをしておりますし、あと防災委員を設けている行政区に関しましてもこういったことをやったらどうでしょうかというものを町のほうからある程度提示をいたしまして、その上で行政区のほうからでは町のほうで何かお手伝い、こういうことしてくれないかということがあれば、私どものほうもお手伝いに伺って、一緒に防災委員の方と行政区の中で活動したりということしております。今年度につきましてもまた新たに行政区長会議でございますので、その中でも同じようなことを周知し、またどんなことができるかということも我々のほうも考えながら、その上でご協力しながら、また活性化していく形になればいいなというふうに考えております。

以上です。

○田村議長 8番、河内議員。

○河内議員 ありがとうございます。

あと、図上訓練運営支援等業務委託料ということでの項目がありますが、これについては何か具体的にこういったことで進めたいというプランというものはあるわけですか。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 図上訓練に関しましては、今年も同じような形で訓練を行っております。職員を対象に災害対策本部を設置した場合の訓練ですとか、そういったものを行っております。その中で出てきた意見等を踏まえた上で、起きてきた部分ですとか、そういったものの中で地域防災計画の中にそれであればこれを盛り込んだほうがいいのではないかと、そういったことを業者のほうからも助言を頂きながら、そういった取りまとめしたものを今年も頂いております。それを基に今あります防災計画の中を修正するなり、新たに加えるなりということを行っております。次年度においても同様な方法で進めたいというふうに考えております。

以上です。

○田村議長 6番、安藤議員。

○安藤議員 私もこの防災の関係でちょっとお聞きしたいのですが、防災備蓄品の購入の

関係ですけれども、これ40世帯で各1万円、2法人で各5万円の見積りということで何か非常に少ないのかなと思うのですけれども、実績はそんなにないということなのですか。

○田村議長 答弁願います。

河合課長補佐。

○河合総務課長補佐 ただいまのご質問ですけれども、3月9日現在の件数について申し上げますと、補助金の申請件数につきましては91世帯、金額にして47万4,609円の申請がありまして、そのうち決定された世帯につきましては89世帯46万4,224円の交付となっております。

以上でございます。

○田村議長 6番、安藤議員。

○安藤議員 そしたら、実績が46万円で、予算が50万円ということで、世帯数にしましたら90ということで、予算で40世帯ですから、倍ぐらいになるのかなと思うのですけれども、後で補正すればいいのかもしれないのですけれども、ちょっと予算的に少ないような感じはするのですけれども、その辺どうなのでしょう。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 ただいまの件でございますが、これにつきましては平成30年度から事業実施しておりまして、平成30年度も50万円の予算で進めましたが、途中で予算が足りないということで20万円を補正してございます。今年につきましても50万円の予算でスタートしておりますが、12月に足りなくなるのではないかという予想をして、20万円を補正しているのですけれども、ちょっと今足りそうな雰囲気ではあるのですけれども、そういった形で補正をしておりますので、同じように当初、前々年度が50万円を超えていたので、それなりの金額を要求しようかなと思ったのですけれども、それについても補正の対応が可能ではないかということも考えまして、とりあえず50万円で進めまして、足りなくなるようであれば、補正をお願いするというような形を考えておりますので、よろしく願いいたします。

○田村議長 6番、安藤議員。

○安藤議員 町としてこの備蓄品について町民にあっせんするといいますか、補助金出すからもっと用心して買っておいってくださいということですから、その辺についても来年度からもう少し予算も含めて、今年はまだこれでのっていますから、補正になるのか、増えれば補正になるのかなと思いますけれども、世帯数もそんな、100だとか200とかいう浦幌の世帯数でないので、やはりもう少し考えていったらいいかなと思います。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 世帯数については、1万円が上限ではあるのですけれども、そこまで、その半分は自己負担が出ますので、2万円のものを購入して、1万円補助して、残り1万

円は自己負担となることもありまして、どうしてもやはりそこまでのものは必要がないかなという方も多くて、1万円までいかないということがありますので、世帯数の割にはちょっと金額が多くなっていないというのが現状でありますけれども、いずれにしても町としても町の備蓄もしていますけれども、各家庭の備蓄も進めていただきたいというふうには考えておりますので、今後においてはその辺の部分も検討しながら進めてまいりたいと考えますので、よろしく願いいたします。

○田村議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

説明員入替えのため暫時休憩いたします。

午後 3時29分 休憩

午後 3時31分 再開

○田村議長 休憩を解き審議を続けます。

次に、2款1項3目文書広報費から5項2目指定統計調査費までの説明を求めます。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 それでは、一般会計予算書の34ページを御覧願います。あわせまして、予算説明資料の17ページ中段を御覧願います。2款総務費、1項総務管理費、3目文書広報費、本年度予算額709万5,000円、この目につきましては広報誌「うらほろ」及び電子メール配信サービスなど広報広聴事業に要する経費でございます。13節使用料及び賃借料につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

次に、35ページ下段から37ページを御覧願います。あわせまして、予算説明資料の18ページから19ページを御覧願います。7目企画費、本年度予算額1億1,510万7,000円、この目につきましてはまちづくり計画、広域連携、地域情報通信基盤整備推進事業、定住・移住・交流推進事業、国内交流推進事業及び地域づくり支援事業に要する経費でございます。増額のもの、1節報酬で地方創生担当の地域おこし協力隊員の増員により会計年度任用職員報酬が586万8,000円の増、10節需用費で浦幌町第4期まちづくり計画の冊子作成に係る印刷製本費が169万3,000円の増、12節委託料で地域おこし協力隊コーディネーター業務委託料が531万8,000円の増、14節工事請負費で光伝送路設備増設工事などの399万8,000円の増額という内容でございます。減額のもの、12節委託料で総合振興計画策定業務委託料で153万2,000円の減、うらほろスタイル推進業務委託料が262万6,000円の減、18節負担金、補助及び交付金でこれまでの実績を勘案し、民間賃貸住宅建設促進事業補助金210万円の減額という内容でございます。1節報酬、10節需用費、11節役務費、12節委託料、13節使用料及び賃借料、14節工事請負費、18節負担金、補助及び交付金につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

次に、42ページ中段を御覧願います。あわせまして、予算説明資料の20ページを御覧願います。14目ふるさとづくり寄附奨励費、本年度予算額3,275万1,000円、この目につきましてはふるさとづくり寄附者への記念品及び記念品発送業務等に要する経費でございます。増額の主なものは、12節委託料でふるさと納税ポータルサイトオプション使用料からの組替えなどによるふるさと納税事務代行業務委託料が561万円の増、ふるさと寄附用のホームページ作成委託料が100万円の増額という内容となっております。減額の主なものは、13節使用料及び賃借料で事業費の一部を事務代行委託料への組替えによるふるさと納税ポータルサイトに係る使用料が299万3,000円の減額という内容でございます。7節報償費、12節委託料、13節使用料及び賃借料については、説明資料に記載のとおりでございます。

次に、43ページを御覧願います。あわせまして、説明資料20ページ中段を御覧願います。15目地方創生推進交付金事業費、本年度予算額7,231万5,000円、この目につきましては国の交付金を活用した地方創生に係る事業の推進に要する経費でございます。主な事業は、12節委託料で副業ボランティアを活用し、新たな産業や雇用の創出を図るモデル事業を構築するための地域創生事業委託料が7,172万4,000円、18節負担金、補助及び交付金で十勝町村会と東京都台東区、墨田区と連携した事業実施に係る北海道十勝地域と東京たいとう・すみだ連携交流事業負担金が59万1,000円の内容でございます。12節委託料、18節負担金、補助及び交付金につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

次に、46ページ下段を御覧願います。5項統計調査費、1目統計調査総務費、本年度予算額1,507万3,000円、この目につきましては統計調査に係る職員人件費に要する経費でございます。特に説明を加えることはございません。

次に、47ページを御覧願います。あわせまして、予算説明資料の21ページ上段を御覧願います。2目指定統計調査費、本年度予算額402万7,000円、この目につきましては法律に基づく指定統計調査に係る経費でございます。増額の主なものは、1節報酬で国勢調査の実施に伴う指導員、調査員報酬が172万3,000円の増額という内容でございます。1節報酬につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきますので、よろしくご審議お願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

5番、澤口議員。

○澤口議員 1つ伺いたいしたいのですが、ページ数43ページの地方創生推進交付金事業費ということで、今回委託料ということで副業、またボランティアを活用したという事業に対して7,172万4,000円というこの高額を支出をしたいということではありますが、この内訳をご説明いただけないでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

課長補佐。

○田村まちづくり政策課長補佐 澤口議員のご質問にご回答いたします。

事業費が増額した内訳についてですが、こちら令和元年に実施いたしました事業につきましては、十勝うらほろ創生キャンプ事業を実施するためのプログラムの構築など、準備に要した費用となっておりました。今回予算計上させていただきました事業費につきましては、この準備いたしましたプログラム等を実践していく経費として計上をさせていただいたものになります。また、この事業につきましては地方創生推進交付金事業を活用しておりまして、この申請時点において2年目、3年目の計画においても掲載をしております。この計画申請時点におきます本事業の2年目の企業費がおおむね3,200万円程度想定しております。この事業におきます事業費の内訳といたしまして、企業からの支援を700万円程度予定しておりましたが、この部分につきまして今年度3,000万円の大幅に増額した寄附を頂ける見込みができたことから、新年度に取り組む事業の規模の計画を変更したところであります。変更につきましては、企業側もパートナーとして取り組みやすくするためSDGsを取り入れた地域課題の解決を図るという点を考え、本町の地域課題をパートナー企業にもご協力していただきたいといった考えであります。経費の内訳といたしましては、本事業の活動拠点となります施設の費用、それと事業の委託に係る経費となります。委託の主なものといたしましては、創生キャンプ事業の専門スタッフ、それからこちらのプロジェクトを担当していくであろう企業のスタッフなど、これらの人件費と、それからプロジェクトを遂行するためにかかります調査研究費、それから関係者であるネットワーク参加者の移動費用が主な経費と考えております。

以上です。

○田村議長 5番、澤口議員。

○澤口議員 これだけの金額があるということは、将来的に浦幌町には相当いいメリットも出るのかなと思っておりますが、どのようにそのメリットというものを考えているのか、お聞きさせていただきたいのですが。

○田村議長 答弁願います。

課長補佐。

○田村まちづくり政策課長補佐 ご質問にお答えいたします。

町へのメリットにつきましては、この部分、課題解決を図るための費用というふうを考えておりますので、全額町内で消費されるものではないのですけれども、先ほど申しました部分、首都圏の企業人と、それから町民との協働で課題を解決していくという事業でありますので、この課題解決が一つのポイント。それから、企業人が町内訪れていただけますので、人の流れ、それから関係人口が生まれるということで、町の活性化が図れるものだろうというふうに期待をしている内容です。

○田村議長 5番、澤口議員。

○澤口議員 もう一点聞かせていただきたいのですが、我が町の企業体、いろんな企業体ありますけれども、農林水産業、商工業という形で浦幌の企業体も、企業体というか、個人というのかな、そういう人が少しでも絡んでいるところがあるのかということをお聞き

をいたしたいのですけれども。

○田村議長 答弁願います。

課長補佐。

○田村まちづくり政策課長補佐 この事業に係ります町内の企業と申しますか、個人ですけれども、今想定しています個人及び企業につきましては12名程度を想定しております。

○田村議長 6番、安藤議員。

○安藤議員 私も今の関係についてちょっとお聞きしたいのですが、副業ボランティアということですが、これ昨日も隣の池田町で何か職員の副業ということでも出ておりましたけれども、これは職員もこの中に入るのですか、それとも担当だけかどうか、担当課でやられるということによろしいのですか。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

副業とボランティアを活用したということで、想定しているのは一般企業の方々の副業というものの想定しております、当然職員もいろいろ関わっていかうとは思っていますけれども、そこはボランティアの範囲で関わっていきなうというふうには思っています、職員が副業するということは想定はしていません。

以上です。

○田村議長 6番、安藤議員。

○安藤議員 この関係について多分、前新聞でも読んだのですけれども、町のサポートをするところだということが書いてあったのですけれども、実際これをやることによって、先ほども澤口議員のほうからお話あったのですけれども、本当に町にとってどのぐらいのメリットがということを考えているか、その辺教えていただきたい。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 メリットをどう考えているかというご質問でございますけれども、先ほど補佐から説明しましたとおり、いろんな人の動きという部分は期待できる場所があると思っております。そのほかには、2年前のワークキャンプでも行ったのですけれども、なかなか地元では強み、弱みがあって、東京、そこら辺の企業人の方も強み、弱みがあると。その中でそれぞれのいいところを生かし合いながらということで、実際に新しい企業もできました。そのような形で実際に今地域の課題になっているようなことに対して都会の企業人だったり、いろいろな方々が来て、一緒に物事を始めるということによつては新しい産業が生まれたり、地域の課題となっているものを解決するようなものができたりということで、そのようにいろんな産業の創出だったり、課題の解決ができるということに大きな期待を寄せているところでございます。

以上です。

○田村議長 6番、安藤議員。

○安藤議員 なかなかこうやって議会で質問しても目に見えてこないものがあります。先ほどから澤口議員も質問したわけですが、私にはさっぱり分かりません。本当に分かりやすくもっと説明していただけるようにしなかったら、これ町民に対しても多分説明できないと思うのです。その辺についてどう思われますか。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 事業の中身が分からなくて、どういうふうに周知しているかということでございますけれども、現在、7回予定をしていたのですが、1回今回のようなコロナの関係があって、中止にはなりましたが、6回とりあえず町民向けに説明会を行いました。その説明会は、いろいろな世代ということで、高齢者の方だったり、子育て世代だったりということで、内容を説明しながら、こういうものやっていくということで説明をしております、周知を図ってきたところでございます。おっしゃっているように、その数はそんなに大きな数、たくさんの方がお見えになったわけではないので、新年度以降についてもどういう形で進めていくよというのは分かりやすいように周知をしていきたいというふうに思っていますし、なかなか分からないというところもあるので、そういう職場に来て説明をしてくれないかということであれば、出向いて行って事業の説明をしていきたいと思っておりますし、なるべく多くの方々に関わっていただいて、一緒にないものからつくり上げていこうというところをコンセプトにしておりますので、一人でも多くの町民に理解していただいた中で参画していただきたいと思っておりますので、その辺の努力は新年度以降もやっていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○田村議長 6番、安藤議員。

○安藤議員 今のお答えでいくと、あちこち説明はしているのだよと。説明会を開いているのだよと。何で議会は、議会にこれ説明というのがなされないというのは何なのですか。

○田村議長 答弁願います。

○安藤議員 答弁は町長、お願いしたいと思えます。

○田村議長 町長。

○水澤町長 これもともと浦幌町に都会の企業人が来て、ワークキャンプ等々やりながら浦幌町の人材との交流を図って、新しい企業を創業していくという流れが2年前からでき上がってきています。その流れの中でさらにこれを加速化させようというのがこの新たな事業でありまして、そういう面で議会の皆様は当然御存じだろうというふうに私は思っているところでありまして、これは議会にわざわざ説明するというのではなくて、議会でこういう動きがあるということを議会の皆さんは逆に吸収してもらいたいというふうに私は思っています。この説明会は6回にわたってやるということで、これはポスターも張っておりますし、当然目についているものだというふうに思っているところであります。この

新たな都会から企業人があるのは、先ほども一般質問でもありましたけれども、いろんな企業と色々な業界とのコラボレーションをしっかりとやっていこう、そして新しい創業をつくっていこうと。そして、新しい人材、やる気のある人材が東京から来るわけですから、町内のやる気のある人材とのしっかりした取組をやっていこうという事業であります。そういう面では、よく言っているのですけれども、はらはら、どきどきではないですけれども、自分たちがわいわいやりながら、自分たちの取組をしっかりと楽しみながらやっていくというのをコンセプトにやっている事業であります。そういう面では、新たな事業、新たな人達が浦幌町に来て、町の活性化につながっていくということに大変希望と、それを持って、この事業を進めているわけでありまして、そういう面では、私から言うのもなんですけれども、ぜひ議会の皆様は、うらほろスタイルの事業の取組自体はまだ分からないという方いらっしゃるかもしれませんが、そこはしっかりと議会として把握していただく必要があるだろうというふうに思っています。ぜひ受け身ではなくて、積極的な関わりを持っていただきたいというふうに思っているところです。

○田村議長 6番、安藤議員。

○安藤議員 議会、議会といっても、議会側は町の執行者のほうからこういうものが出てくることを検討することであって、それを議会が直接そこに行って勉強してくる、何するという事ではないと思うのです。やはりこれは町長、議会軽視だと思うのです。ある程度新しい事業やるというのは、少しでもそうやって理解を得ることになると、やっぱり議会に対してもこういう説明でも何でもするべきかと私は思っています。以前も防災の関係で町長は言ったけれども、担当のところ行って聞いてこいやと。議会に対して担当のところ行って聞いてこいとか、あっち行って勉強すれとか、そういうのはおかしいと思うのです。何でもこういう新しいものは、議会の全体会議もありますし、やはりそういうところで、別にこれを反対するとかなんとかということでないのです。ですから、私はその辺でやっぱりそういう町長の姿勢も見せてほしいと思っております。

○田村議長 答弁願います。

町長。

○水澤町長 認識の違いかもしれませんが、私事業について当然行政も議会も道義的にやっぱり理解、一応共通の認識を持ってこういう事業というのは進めるべきだというふうに思っています。ましてやこういうふうに、予算のことでありますから、予算で聞かれれば当然説明する、これ当たり前のことであります。ただ、私が言うのはこういう事業が新たに今ずっと、新たに急に出てきた事業ではありませんから、こういう事業が今浦幌町として進めているということをご理解いただいているものだと思っておりますから、そういうものについては積極的に関わっていただきたいということを申し上げたわけでありまして、ぜひその辺は誤解のないようにしていただきたいというふうに思います。議会軽視をしているということではありません。議会の皆さんにはしっかりと説明はさせていただきますけれども、議会の皆さんもぜひ積極的にこういうものについては関わっていただけ

ばありがたいなというふうに思っているわけでありまして、説明しないとか、そういう話しではありませんので、誤解をいただかないようお願いいたします。

○田村議長 3番、高橋議員。

○高橋議員 地方創生交付金について続けて質問させていただきたいと思います。

私は、説明会、2回か3回か行って、非常に面白い事業だなというふうに思っております。先ほど補佐の説明からその他の項目の企業からの協賛金の部分、恐らく収入のほうに書いてある企業版ふるさと納税のことかと思うのですけれども、こちらが700万円から3,000万円に増えたというお話、ご説明があったかと思います。こちらは、今後増減する可能性はあるのですか。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 ただいまのご質問にお答えします。

歳入のほうにも係りますけれども、3,000万円ということで見えております。なるべく企業のご協賛を得ながらというふうに考えておりますけれども、制度の趣旨上、事業費から交付金を引いた残りの部分が限度額ということになりますので、今回で申しますと3,500万円ぐらいが限度となりますので、それ以上寄附頂くとすると基金に積立てするかとかいうような状況になりますけれども、一応3,500万円までは集めれるということなので、これからも企業のご理解をいただきながら協賛していただける企業を増やしていきたいというふうには思っております。

以上です。

○田村議長 3番、高橋議員。

○高橋議員 ありがとうございます。700万円が3,000万円だと4倍以上集まっているということかと思うのですけれども、私も事業を聞いて、面白い事業だなとは思っていたのですけれども、恐らく企業の方、ちょっとどういう目的で企業が浦幌町に3,000万円以上の寄附をいただけるのかなというところがちょっと気になっているのですけれども、事業の趣旨に賛同してご寄附いただいているという理解でよろしいのですか。

○田村議長 答弁願います。

課長補佐。

○田村まちづくり政策課長補佐 ただいまのご質問にお答えいたします。

企業のほうにつきましては、SDGsという国連で採択されました持続可能な開発目標というものに基づきまして、現在国のほうでも推進している事業なのですけれども、こちらに関連するような社会貢献事業といった中身で、今回地方創生キャンプという事業がこのSDGsに沿った形の目標というものを設定しています。この目標達成に係る地域課題の解決という部分に協賛をしていただくということで、ご寄附をいただいているという内容でございます。

○田村議長 3番、高橋議員。

○高橋議員 続けてお伺いしたいのですけれども、企業は、寄附をいただくというだけでも非常にありがたいのですけれども、そのほかに人を送っていただくとか、そういう副次的な効果というのは期待できるのでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 ただいまのご質問にお答えします。

今現在寄附をいただいている企業からの人材を派遣していただくということは直接まだ具体的ではないのですけれども、いろんな人たちがそういうような関わりの中で来ていただくというのは私どもの町の今回の事業の目的でもありますので、そういう人たちを送り込んでいきたいということであれば、ぜひ一緒に事業を組立てできればなというふうに思っております。

以上です。

○田村議長 3番、高橋議員。

○高橋議員 最後にさせていただきますけれども、700万円が3,000万になったと。恐らく何かこのペースでいけばこれは勝手な私の感想ですけれども、もう少し増えるのかなという感じもしています。現在町単費で見ているのが500万円少しというところかと思っておりますので、そのぐらい、先ほど集まり過ぎると基金に積み立てるという話も出てきましたけれども、町の単費を使わず可能性のある事業ができるというのは、私は非常にすばらしいことだなど。恐らく企業の寄附を集めるのも相当ご苦労されたのだろうなというふうには思っているのですけれども、こちらはお金の話ばかりではもちろんないのですけれども、関係人口の増加等々含め、この効果を最大化できるように、先ほど町長おっしゃられたように、私も一生懸命勉強してやっていきたいと思っておりますので、そちらの可能性が広がるように町側としても一生懸命取り組んで、一生懸命取り組むって非常に生意気ですけれども、一緒にやっていけたらなというふうに思います。

以上です。

○田村議長 まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 ただいまご意見、ありがとうございます。

それで、国のほうも実は企業版ふるさと納税という言い方してはいますが、それについては今年度で終了の予定でした。それは、これからも地方創生を進めていく上ではということで、さらに来年度から5か年ということで延びまして、それから税制優遇のほうも以前よりはよくなったということもありまして、企業も参入しやすくなってきているというのは非常にあります。国も積極的にそれを使って、企業版ふるさと納税を使いながら地方創生に力を貸してくださいということ言っていますので、お互いの目的が同じなので、ぜひこれからも一つでも多い企業でも来ていただけるように基準を説明をしていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○田村議長 10番、森議員。

○森議員 説明資料18ページの企画費の中の移住交流コンシェルジュ業務委託料ということなのですが、この業務委託についてはうらほろスタイルサポートのほうが委託していると思うのですが、これ南町、また光南のほうにあるのですか。3棟あって、これそれぞれ年間どれぐらいの方が利用しているのかちょっと教えていただきたいと思います。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり推進係長。

○井上まちづくり政策課まちづくり推進係長 ただいまのご質問にお答えします。

平成30年度の移住体験住宅の利用実績でございます。まず、南町住宅ですが、日数でいきますと178日、人数が22名、そして光南の東棟住宅ですが、日数でいきますと48日間、人数で5名の方、そして最後に光南の西棟住宅ですが、日数でいきますと123日間、人数でいきますと3名の方のご利用となっております。合計といたしまして、トータル349日間、人数では30名の方が昨年度はご利用いただいております。

以上です。

○田村議長 10番、森議員。

○森議員 これ滞在期間というか、一番長い方ではどれぐらいおられるのですか。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり推進係長。

○井上まちづくり政策課まちづくり推進係長 いろいろと利用の方、ばらつきありますけれども、最大で半年の利用が可能となっている棟があります。昨年では、一番長くて約3か月の方が一番長い状況です。

以上です。

○田村議長 10番、森議員。

○森議員 長い方で3か月となれば、これどうなのですか。こちらのほうに住んでいて、観光か何か、どういう中身なのでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり推進係長。

○井上まちづくり政策課まちづくり推進係長 こちらは、移住体験住宅のコンシェルジュをしていただいているNPO法人うらほろスタイルサポート、こちらがこの滞在期間の中で、当初ご説明の中で浦幌町でどんな体験をしたいですかというふうな事前の面談をさせていただいております。中では、当然町民の方と交流をしたいという方がおりましたら、NPO法人うらほろスタイルを通じて、豆腐作りだとかパン作りだとかいった地域のコミュニティの中に入れるようにサポートしていただいているというようなこともありますし、あるいは行事等でお知らせ等を先にお知らせさせていただきながら、滞在している間に浦幌町とできるだけ多く関わられるようにサポートをしていただいている状況でございます。

す。

○田村議長 10番、森議員。

○森議員 分かりました。

それと、もう1点、地域おこし協力隊コーディネート業務ということで、去年は7名だったのですけれども、今年は9名なのです。これそれぞれどういうところで活躍をしていただけるのですか。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり推進係長。

○井上まちづくり政策課まちづくり推進係長 ただいまのご質問にお答えします。

今回の9名の内訳ですが、まずうらほろスタイル担当が3名、常室ラボ担当が2名、林業担い手担当が1名、そして十勝うらほろ創生キャンプ担当が3名の9名となっております。

○田村議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

◎延会の議決

○田村議長 お諮りをいたします。

審議の途中ではありますが、議事の都合により本日の会議はこの程度にとどめて、延会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定をいたしました。

なお、再開は明日午前10時といたします。

◎延会の宣告

○田村議長 本日は、これをもって延会いたします。

延会 午後 4時07分